環境報告書
2010

西多摩衛生組合

環境センター

～ 目　　次 ～

私たちの取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１　西多摩衛生組合のあらまし・・・・・・・・・・・・・ 4
　　組合のあゆみ・西多摩衛生組合へ搬入されるごみの流れ
　２　組織のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　３　環境センターの施設のあらまし・・・・・・・・・ 8

第２章　私たちの環境負荷低減への取り組み　17
　１　環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　２　平成 21 年度の物質収支・・・・・・・・・・・・・・19
　３　平成 21 年度の実績と評価・・・・・・・・・・・・20
　４　環境負荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
　　ごみの搬入、ごみの処理と再資源化、ｴﾈﾙｷﾞｰ使用と温室効果ｶﾞｽの排出
　　水使用と排水、薬剤購入、排ガス、近隣地域のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の影響等
　　環境センター敷地内の土壌中ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の濃度、悪臭、騒音、振動、排水
　５　サーマルリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・43
　　熱の供給、発電
　６　地球温暖化対策の活動・・・・・・・・・・・・・・・44
　　地球温暖化対策、職員の環境教育・啓発、
　　省ｴﾈﾙｷﾞｰ対策工事、壁面緑化
　７　安全衛生などの取り組み・・・・・・・・・・・・・46
　　安全衛生推進体制、活動

第３章　コミュニケーション ・・・・・・・・・・・・・47
　１　環境情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
　　ホームページ、情報公開条例の制定、閲覧コーナーの設置
　　環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ装置の設置、環境報告書の作成、広報紙の発行
　２　環境コミュニケーション・・・・・・・・・・・・・49
　　周辺地域協議会との協働、見学会の充実
　３　その他の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
　　協働の取り組み、循環型社会の取り組み

公害防止協定書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
（内容現在　平成 22 年６月 22 日）

報告対象

この報告書の報告対象範囲は、西多摩衛生組合環境センターです。

報告する期間

報告する期間は、平成 21 年度（2009 年４月１日～2010 年３月 31 日）です。

参考にしたガイドライン

この報告書は、東京都環境局の「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン（2005 年度版）」（平成 17 年４月）を参考に、西多摩衛生組合独自の内容も加えて作成しました。

私たちの取り組み

西多摩衛生組合は、構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の 29 万人余の住民から排出される可燃ごみを適正処理するための中間処理施設として、平成 10 年に竣工した「環境センター」を稼動し、「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」を実現するため、関係法令を遵守した適正な廃棄物処理はもとより、施設の適正な維持管理によって公害防止対策を徹底し、周辺住民との円滑な信頼関係を維持することに努めております。

特に、公害対策については、周辺住民で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会と締結しております「公害防止協定」の厳守が西多摩衛生組合としての最重要課題であります。今後も両協議会と協働で、ごみ焼却を起因とする環境への影響についての検証及び研究に努め、これまでと同様に環境に対する負荷の削減を図ってまいります。

平成21年度におきましては、平成19年度から３か年にわたり実施してきた省エネルギー対策工事として、東京都地球温暖化対策計画に基づき、照明器具交換及び雑用空気圧縮機共通化工事を完了し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んで参りました。

今後は、地球温暖化対策を考慮した施設の延命を図る補修や改造に迫られており、循環型社会形成の確立を構成市町と進め、地域計画、一般廃棄物処理計画を作成し、その計画に基づき施設整備及び安全稼動、そして最少の経費で最大の効果があげられるよう努めて参ります。

こうした西多摩衛生組合事業の取り組み状況や活動の成果を関係者並びに地域の皆様にご理解いただくために、「環境報告書2010」を刊行することにいたしました。

今後も、地域の良好な環境を維持し、環境への影響を最小限に抑制するため、引き続きハード・ソフトの両面にわたり改善を図り、地域の皆様にご理解いただき、地域と協働する清掃工場でありたいと考えております。

平成 22 年 11 月

西多摩衛生組合　事務局長　並木　勲

―― 第１章　事業概要 ――

写真　西多摩衛生組合環境センター
管理棟前の枝垂桜

1　西多摩衛生組合のあらまし

設立年月日　：昭和 37 年 6 月 4 日
構成市町　　：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町
所在地　　：東京都羽村市羽 4235、4225

施設概要

- ごみ焼却施設：環境センター
- 余熱利用施設：フレッシュランド西多摩

敷地面積　　：59,538m^2

この報告書では、環境センターの活動のみを対象としています。

組合のあゆみ

昭和 37 年　し尿の共同処理を目的に羽村町と福生町が、「**羽村・福生衛生組合**」を設立。
昭和 38 年　瑞穂町が加入し、名称を「**西多摩衛生組合**」に改める。
昭和 39 年　共同処理の目的にごみ処理を加える。
昭和 43 年　青梅市が加入し、１市３町の一部事務組合として現在に至る。（現在は ３市１町）
昭和 60 年　昭和４７年および昭和５３年に建設されたごみ処理施設の老朽化及びごみ質の変化により機能低下が顕著となり、人口増に伴うごみ搬入量増加により、処理が困難な状況となる。このことから、管理者から「**廃棄物処理施設改善計画**」が提起され、協議・検討を重ね、ごみ焼却処理施設建設計画を開始し、地域住民との協議、建設への諸手続きが行われる。
平成６年　新ごみ焼却施設建設に着手。
平成８年　各構成市町の公共下水道の整備・普及に伴い、し尿処理は構成市町の自区内処理となり終了。構成市町から収集される可燃ごみの焼却業務のみとなる。
平成 10 年　新ごみ焼却施設「**西多摩衛生組合環境センター**」完成。
共同処理の目的条項に福祉の増進に関する施設と運営が加わり、旧施設跡地にごみ焼却の余熱を利用する施設の建設計画が進められる。
平成 12 年　浴場施設と体育館施設の複合施設からなる余熱利用施設の建設に着手。
平成 13 年　余熱利用施設「**フレッシュランド西多摩**」完成。
平成 18 年　東京たま広域資源循環組合（旧 東京三多摩地域廃棄物広域処分組合）で開始されるエコセメント化事業に伴い、飛灰搬出設備の改造工事が行なわれ、改造完了後、飛灰の搬出が開始される。
平成 19 年　構成市町で可燃ごみの分別方法が統一され、資源化できない全てのプラスチック類の焼却が開始される。また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき小金井市が収集する可燃ごみの一部を受託処理する。
平成２１年　小金井市の可燃ごみ受入れを契約条件に基づき中断する。
余熱利用施設「フレッシュランド西多摩」の敷地内に新たな集会施設「**ふれあい館**」が完成。

人口（構成市町）の移り変わり　（各年度 10 月 1 日現在）

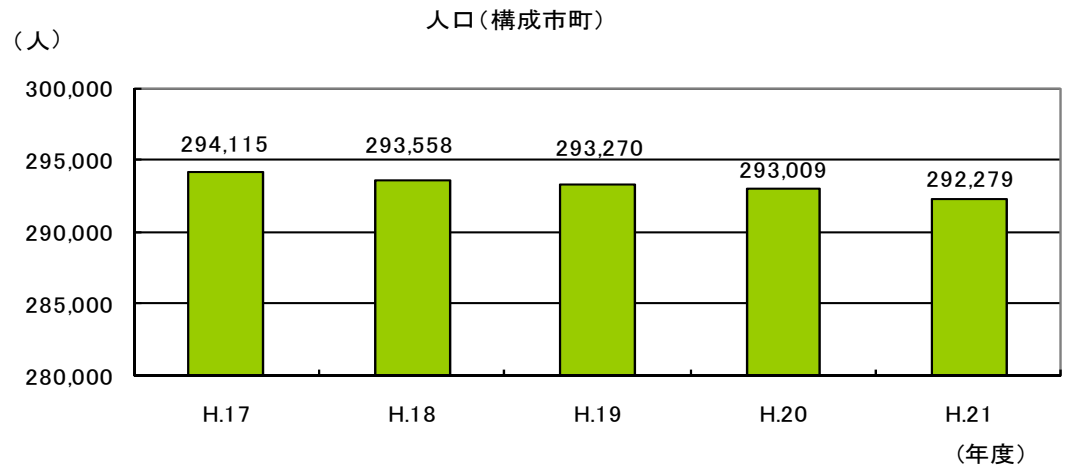

西多摩衛生組合へ搬入されるごみの流れ（平成 21 年度）

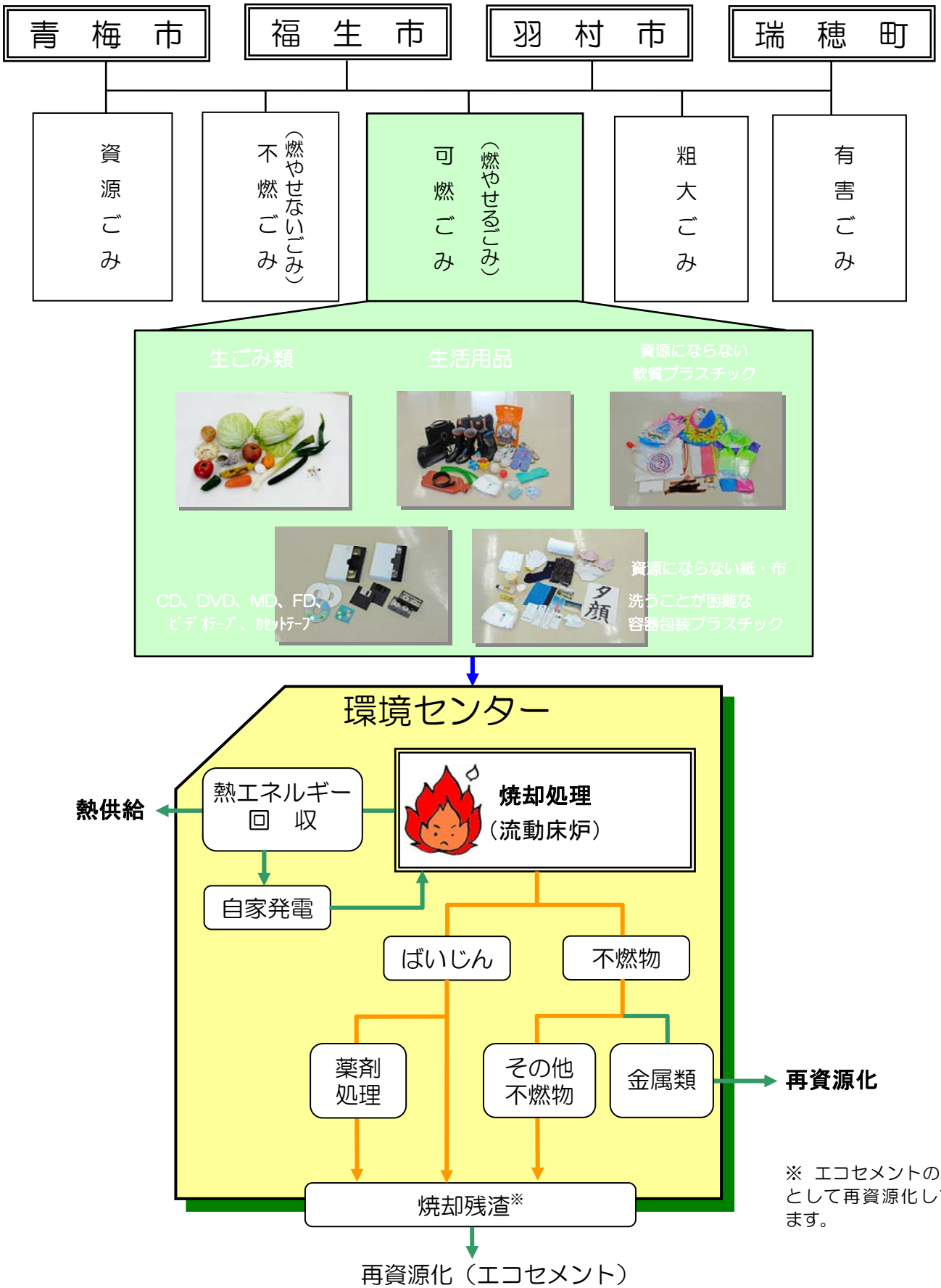

※ エコセメントの原料として再資源化しています。

２　組織のあらまし

組織図

（平成２２年３月３１日現在）

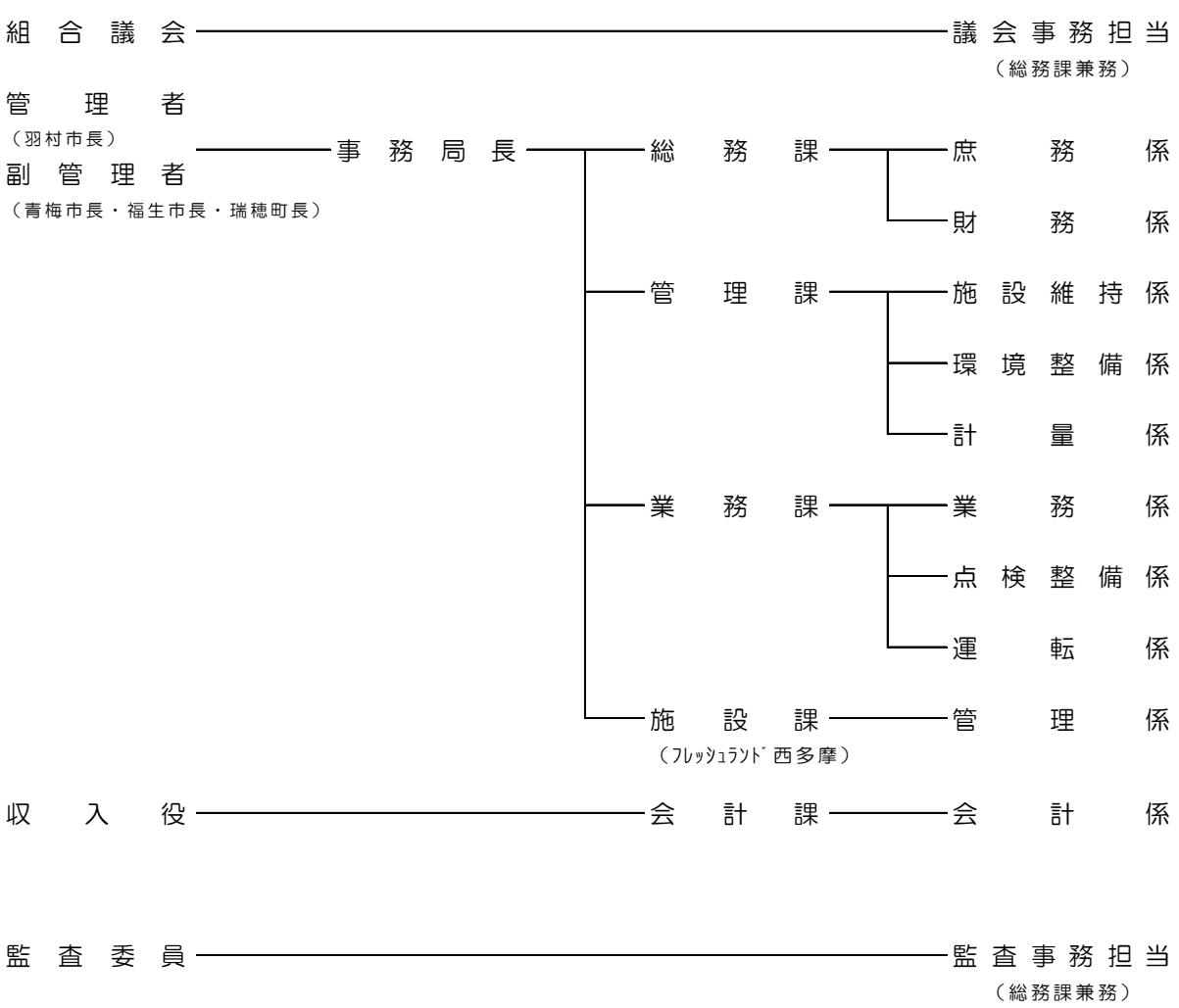

組合職員数　　：　２９人　（うち構成市町から派遣職員２人）
嘱託職員数　　：　　７人
施設運転業務委託職員数　：　２２人

構成市町担当部・課

市町名	担当部・課
青梅市	環境経済部・ごみ対策課
福生市	生活環境部・環境課
羽村市	産業環境部・生活環境課
瑞穂町	住民生活部・生活環境課

3　環境センターの施設のあらまし

施設の概要（平成 21 年度）

稼動開始年月日	：平成 10 年 4 月
敷地面積	：38,486m^2
建築面積	：7,074m^2（工場：6,408m^2、管理棟：666m^2）
処理能力	：480 t /日（160 t /日×3 炉）1 炉は予備炉
処理量（焼却量）※1	：64,574 t ／年
ごみ処理経費	：1,314,662,848 円（決算額 3,950,369,083 円）※2
1t 当りごみ処理経費	：20,359 円（決算額割 61,176 円）
ごみピット容量	：6,500m^3
焼却残渣ピット容量	：650m^3（内訳：ばいじん薬剤処理物ピット 170m^3、鉄類ピット 160 m^3、不燃物ピット 160m^3、廃砂ピット 160m^3）
飛灰貯留容量	：170m^3（内訳：ダスト貯槽 75m^3×2 槽、ダストバッファタンク 10 m^3×2 槽）
焼却方式	：全連続燃焼式（流動床炉）
発電設備	：背圧式蒸気タービン発電機（1,980 kW）
煙突	：地上高　44.5m

※1　公害防止協定により、ごみ焼却量は原則として、日量 320 t 以内となっています。

※2　ごみ処理経費は、平成 21 年度じん芥処理費となっています。また、ごみ処理経費中の（決算額）については、じん芥処理費の他、事務所費・余熱利用施設運営費・公債費等含めた全経費となります。

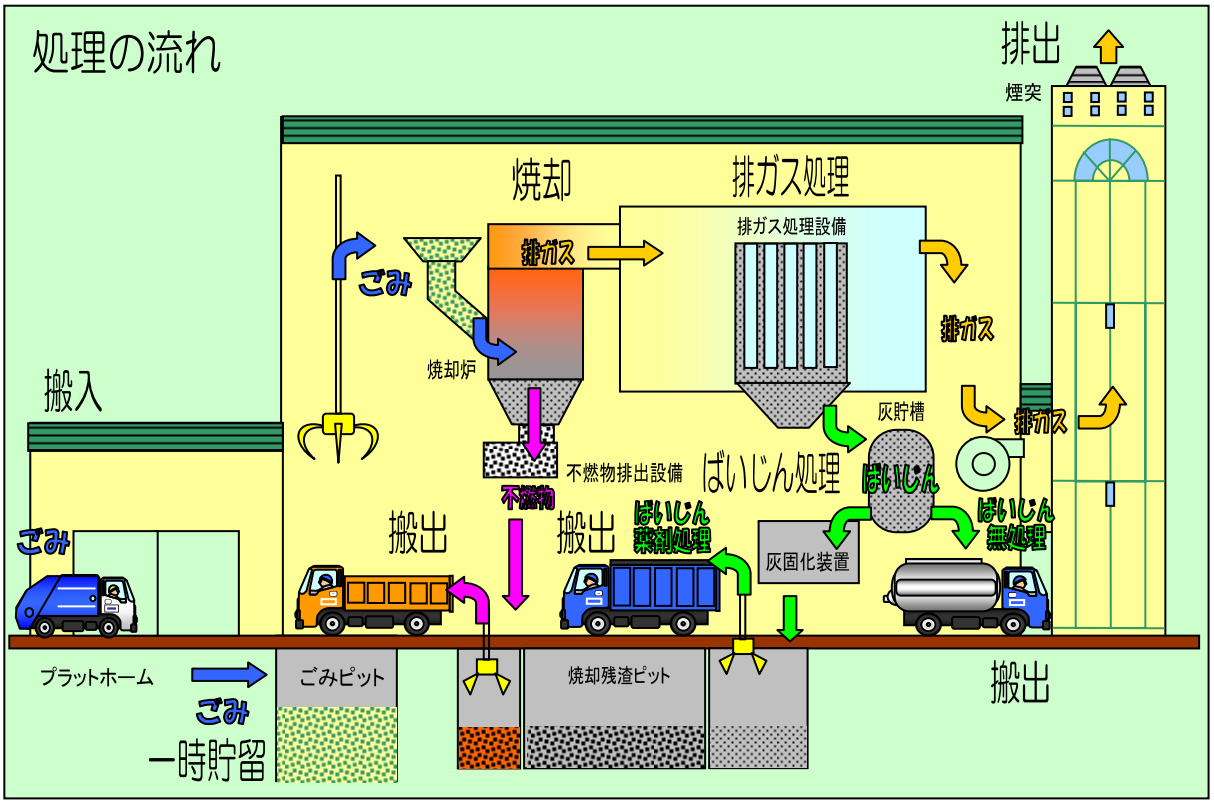

設備の概要

<全体図>

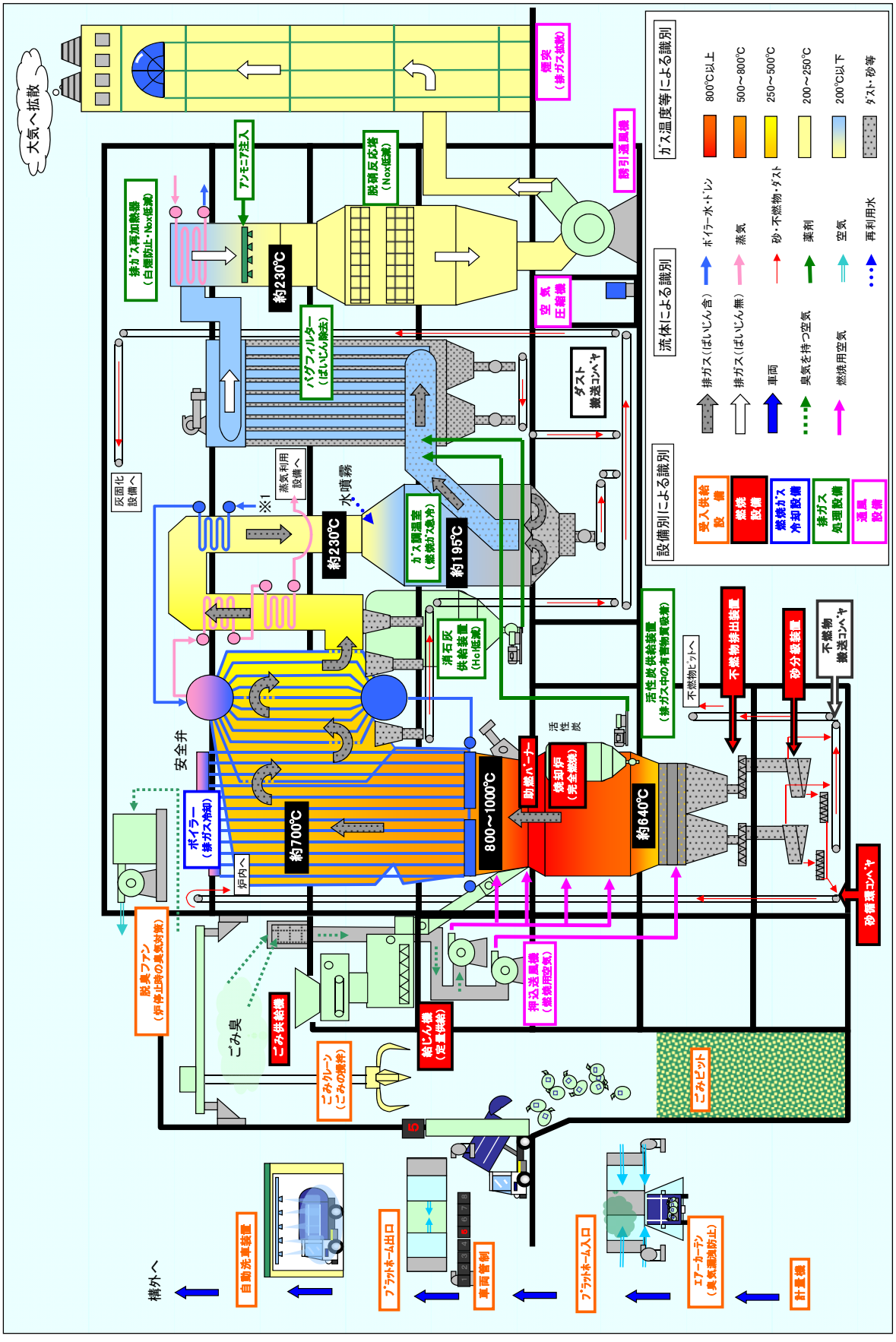
大気へ拡散
煙突（排ガス拡散）
誘引通風機
空気圧縮機
ダスト搬送コンベヤ
排ガス再加熱器（白煙防止・NOx低減）
アンモニア注入
脱硝反応塔（NOx低減）
バグフィルター（ばいじん除去）
約230℃
約230℃
約195℃
ガス調温塔（燃焼ガス急冷）
水噴霧
※1
蒸気利用設備へ
灰固化設備へ
安全弁
ボイラー（排ガス冷却）
炉内へ
約700℃
800～1000℃
助燃バーナー
焼却炉（完全燃焼）
約640℃
消石灰供給装置（HCl低減）
活性炭供給装置（排ガス中の有害物質吸着）
活性炭
不燃物ピットへ
不燃物排出装置
砂分離装置
不燃物搬送コンベヤ
砂有効コンベヤ
脱臭ファン（炉停止時の臭気対策）
ごみ臭
ごみ供給機
ごみクレーン（ごみの撹拌）
ごみピット
押込送風機（燃焼用空気）
給じん機（定量供給）
自動洗車装置
プラットホーム出口
車両管制
プラットホーム入口
エアーカーテン（臭気漏洩防止）
計量機
構外へ
ガス温度等による識別
800℃以上
500～800℃
250～500℃
200～250℃
200℃以下
ダスト・砂等
流体による識別
排ガス（ばいじん含）
排ガス（ばいじん無）
重油
臭気を持つ空気
燃焼用空気
ボイラー水・ドレン
蒸気
砂・不燃物・ダスト
薬剤
空気
再利用水
設備別による識別
受入供給設備
燃焼設備
燃焼ガス冷却設備
排ガス処理設備
通風設備

＜受け入れ供給設備＞

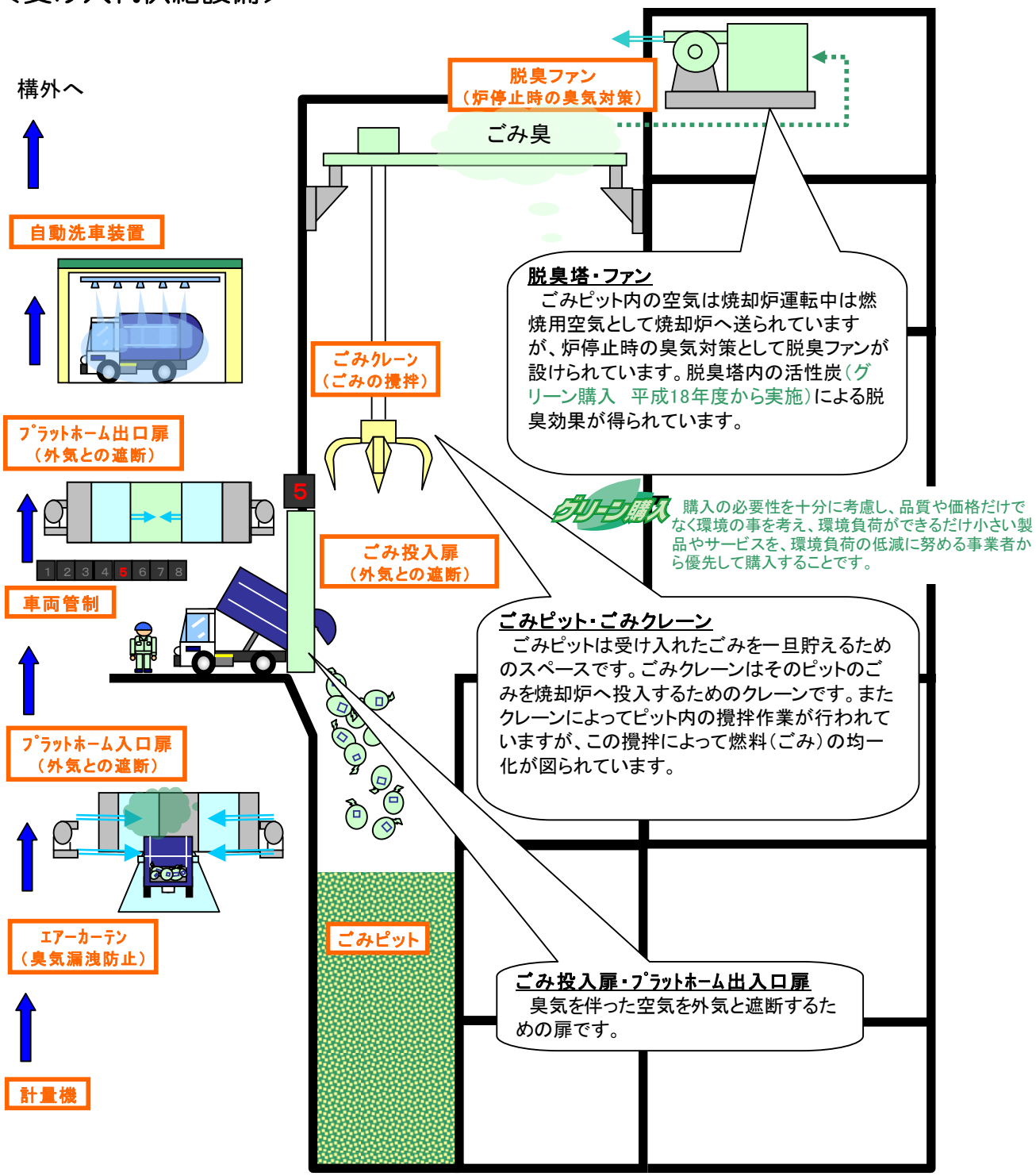

プラットホーム

ごみピット

ごみクレーン/　操作室

＜燃焼設備＞

主なダイオキシン類対策

一般廃棄物焼却施設の構造基準及び維持管理基準に基づき下記の項目を遵守しています。

① 燃焼ガスの温度を800℃以上にする。

② 燃焼ガスの温度を保ち、2秒以上滞留する。

③ 焼却灰の熱灼減量が10%以下となるよう焼却する。

④ 排ガス中のCO値が時間当り100ppm以下になるよう焼却する。

焼却炉

流動床式の焼却炉で、1日あたり160トンのごみを焼却する能力を持っています。

不燃物排出装置・砂循環系

焼却炉底部に砂や不燃物を抜く装置が設けられています。抜かれた砂・不燃物は分別され、砂は再び炉内へ送られ、不燃物は専用ピットへと送られます。

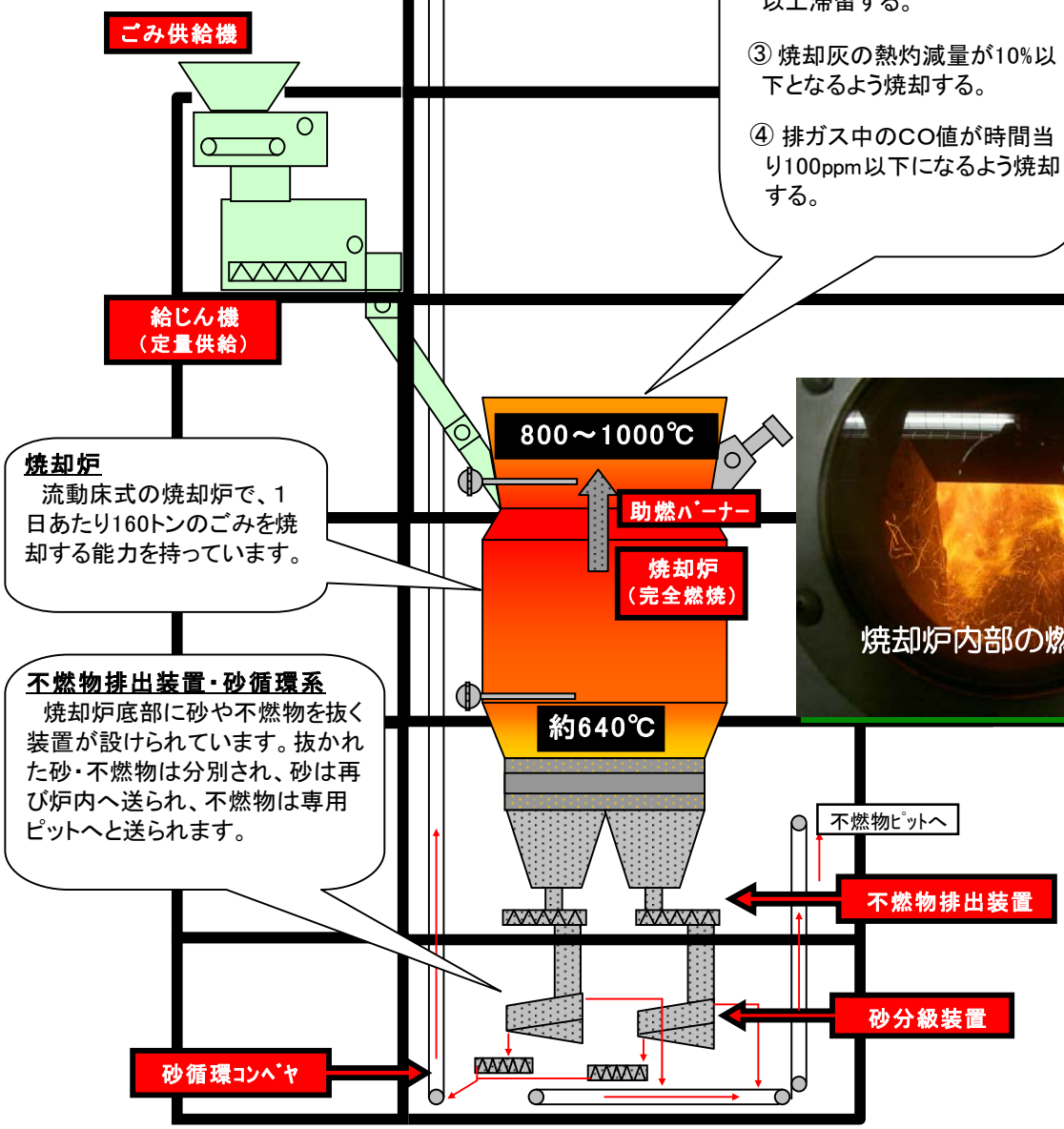

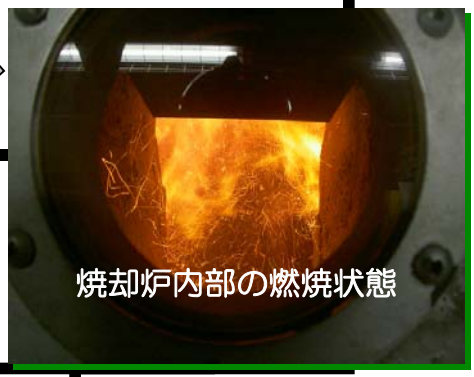

給じん機外観

焼却炉外観（流動床炉）

＜燃焼ガス冷却設備＞

ボイラー

焼却炉にて発生した高温の排ガスを冷却することを目的に設けられている水管式ボイラーです。排ガス冷却と共に熱交換によって蒸気が得られますが、通常、16トン(圧力30kg/cm²温度285℃)毎時の蒸気が作られています。

排ガス酸素濃度計増設

排ガス中の酸素濃度を検出し、その濃度によって焼却炉へ送る燃焼用空気を決定しています。平成20年度に3号炉、21年度には1・2号炉へ高温域でも使用可能な**赤外線式酸素濃度計**を採用し、従来よりも燃焼部に近い位置の酸素濃度の測定が可能となりました。これにより、燃焼用空気の過不足減少が図られ、より安定燃焼が得られることとなります。

新 旧 ＝ 新旧取付位置

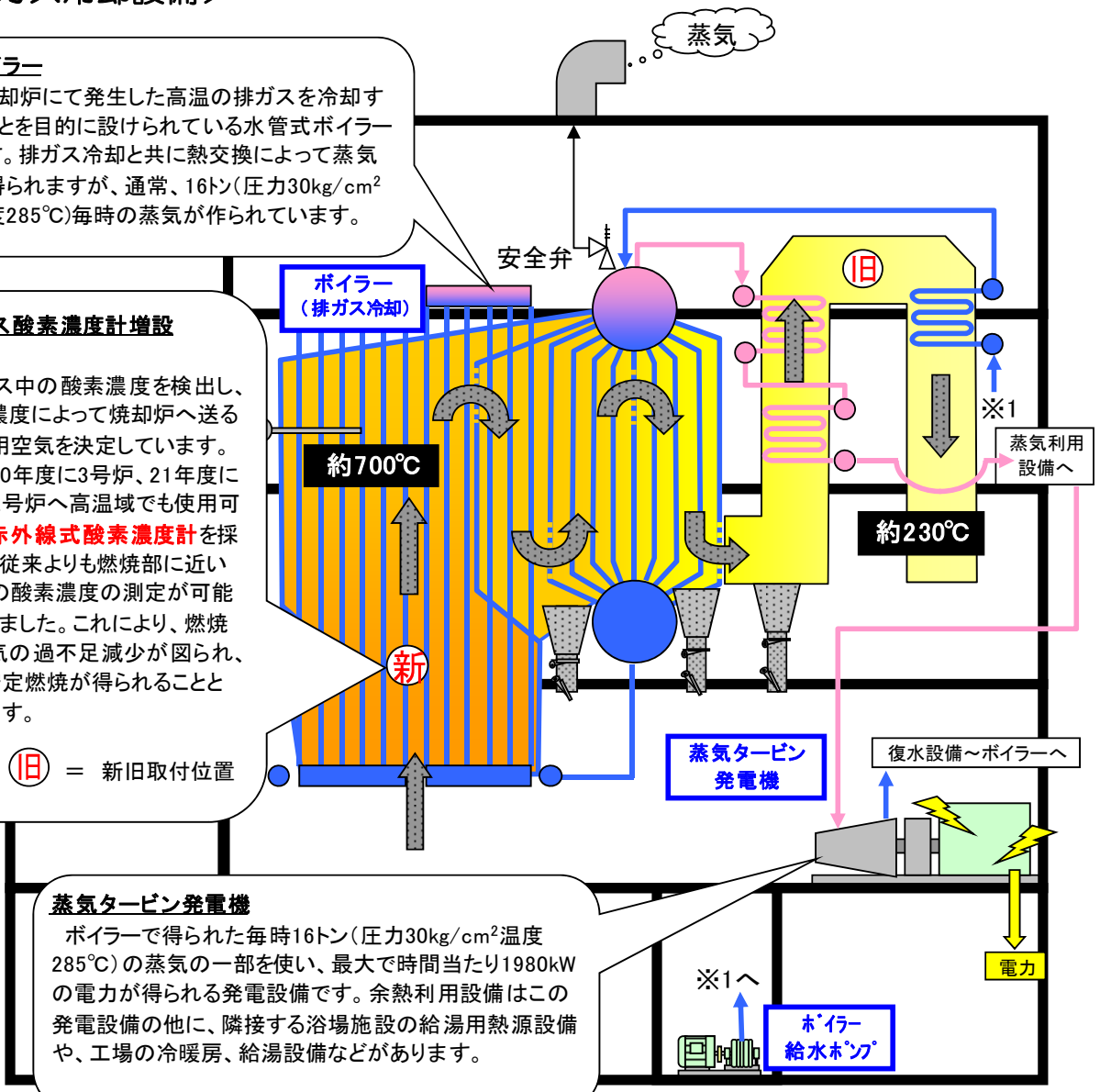

蒸気タービン発電機

ボイラーで得られた毎時16トン(圧力30kg/cm²温度285℃)の蒸気の一部を使い、最大で時間当たり1980kWの電力が得られる発電設備です。余熱利用設備はこの発電設備の他に、隣接する浴場施設の給湯用熱源設備や、工場の冷暖房、給湯設備などがあります。

ボイラー

蒸気タービン・発電機

＜排ガス処理設備＞

バグフィルター
排ガス中のばいじん除去を目的にした装置です。内部に560本のろ布筒が設けられています。ほぼ100%のばいじん除去が可能とされています。
平成19年度から2カ年に渡り排ガス中のダイオキシン類低減対策として、全炉のろ布を高性能な触媒フィルターに更新しました。

排ガス再加熱器
ガス調温室で一旦冷却された排ガスを再び加熱する装置です。内部に蒸気を通した管群から成っています。加熱は煙突からの白煙防止と後段の脱硝反応促進を目的に行われています。

ガス調温室
排ガス温度を水噴霧によって約195℃まで急冷させるための冷却塔です。排ガスの急冷はダイオキシン類の生成温度域を短時間にするため及び後段設備であるバグフィルターろ布保護のためです。
従来は、排ガス温度を160℃に冷却していましたが、バグフィルターに触媒フィルターを採用したことにより、その触媒効果促進を目的に排ガス冷却温度を195℃に変更しています。触媒効果促進により排ガス中のダイオキシン類分解も促されます。

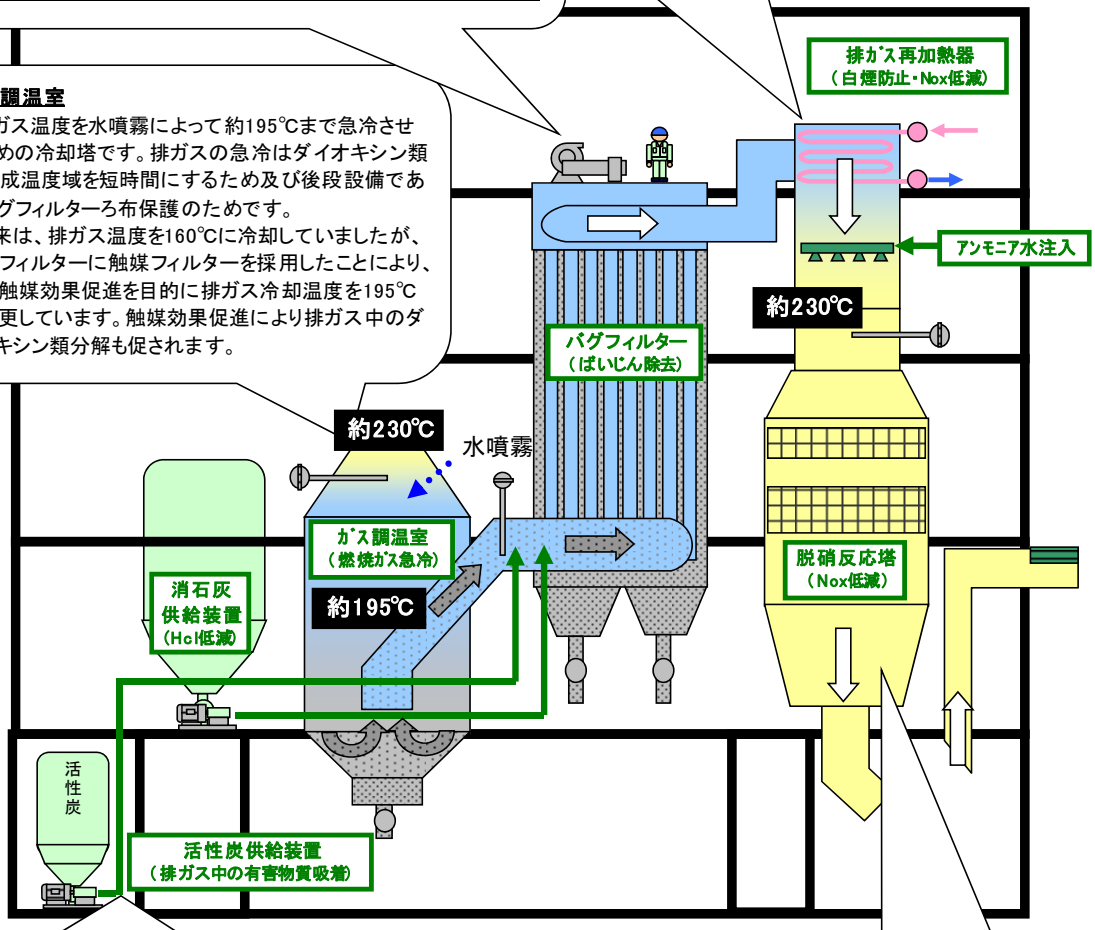

消石灰・活性炭供給装置
消石灰・活性炭をバグフィルター手前の煙道に吹き込んでいます。
消石灰・活性炭はそれぞれバグフィルターのろ布表面に付着し、消石灰は排ガス中の塩化水素と接触し中和させ、活性炭については排ガス中の物質（ダイオキシン類等）を吸着しています。パルスジェットによりろ布から払われた消石灰や活性炭は灰と一緒に灰出し設備へ送られます。

脱硝反応塔
排ガス中の窒素酸化物を分解・除去するための設備です。還元剤であるアンモニア水を時間当たり 7½ 程吹込み、触媒と化学反応させることにより窒素酸化物（NOx）を分解しています。触媒の酸化作用はダイオキシン類低減などにも効果があるとされています。

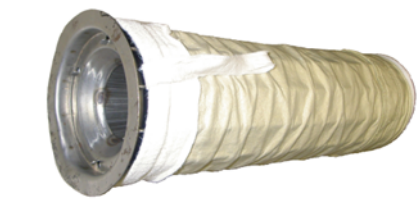

触媒フィルター

バグフィルター内部

＜通風設備＞

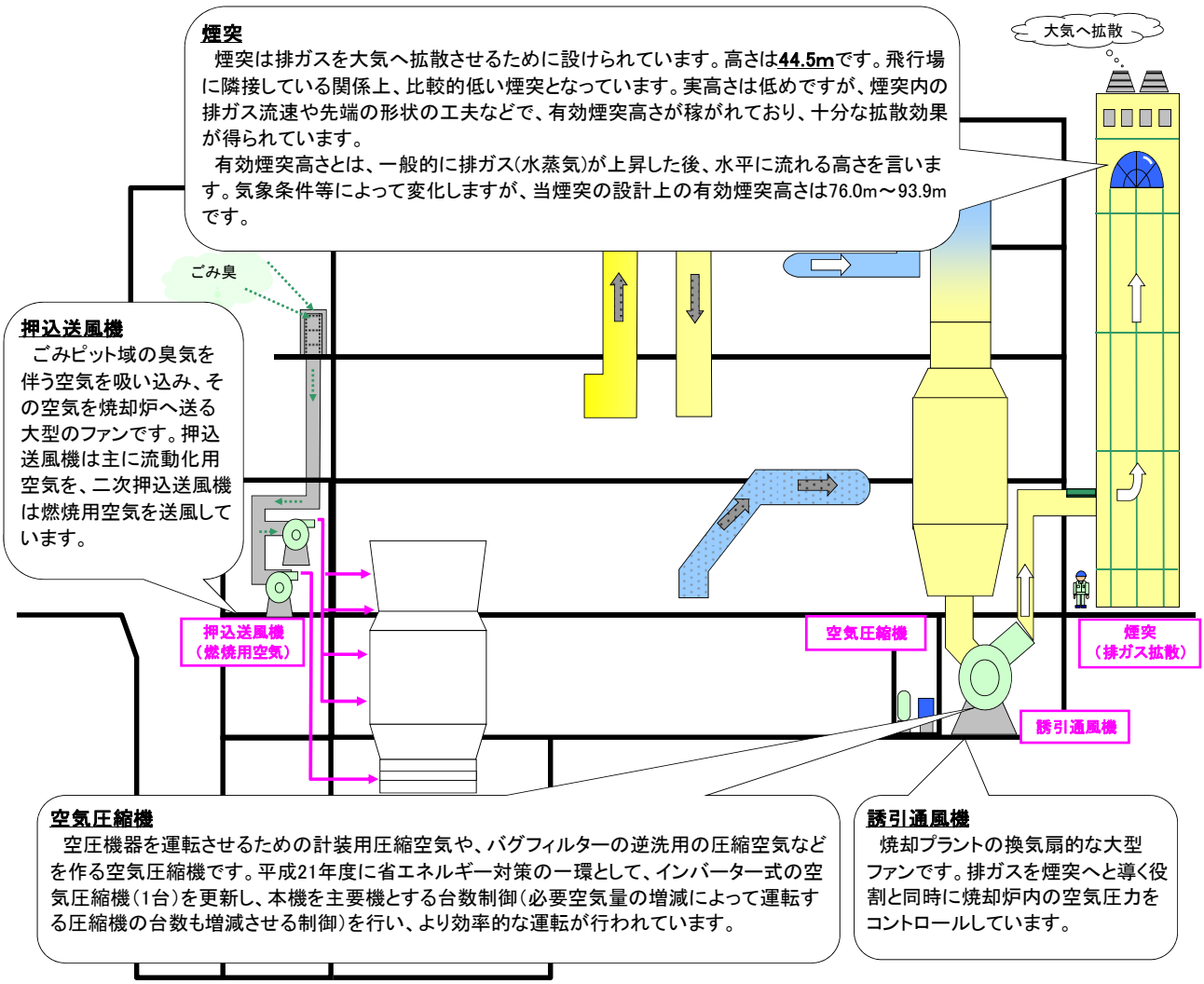

押込送風機

煙突外観

煙突内筒

＜不燃物排出設備（ダスト・不燃物コンベヤ）＞

飛灰搬出室

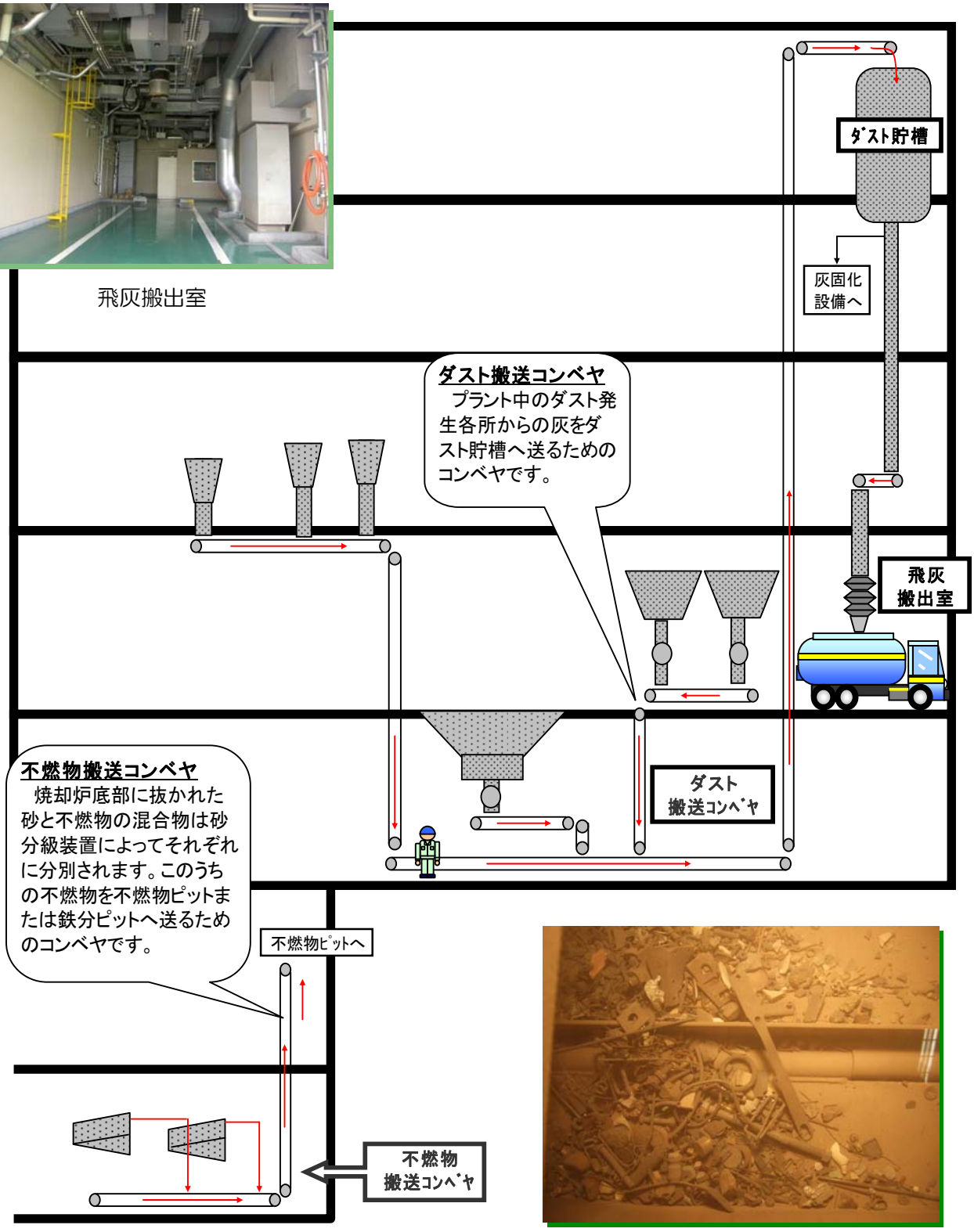

不燃物搬送コンベヤ上の不燃物

―― 第２章　私たちの 環境負荷低減への取り組み ――

写真　フレッシュランド西多摩構内
ラベンダー

1　環境方針

「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」

西多摩衛生組合環境センターは、環境にやさしく安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地域の皆様と協働して環境負荷の低減を図るために、全職員をあげて次のことに取り組んでいます。

1　安全で安定した事業活動を行うためにも、公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。

＜公害防止協定の主な内容＞

排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値(法規制値)以内とし、下表に定める公害防止協定規制値以下とする。また、規制基準をさらに低減する努力目標として、下表に公害防止目標値を定める。

表　排ガスに係る公害防止協定規制値及び目標値

項目	単位	法規制値	公害防止 協定規制値	公害防止 協定目標値
硫黄酸化物	ppm	(約 440) ※1	30	10
窒素酸化物	ppm	250	50	40
ばいじん	g／m^3N	0.08	0.02	0.01
塩化水素	ppm	430	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ／m^3N	1.0	0.5	0.1
水銀	mg／m^3	－	－	0.05

※1　硫黄酸化物については、K値 6.42 とする。

2　地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、施設稼動に当たっては、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギー施策を推進します。

＜主な対策＞

① 構成市町へ、ごみの減量を目的とした資源化の促進の依頼
② 温室効果ガス削減計画の推進
③ グリーン購入の推進

3　地域と協働で事業活動を進めていくために、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開するとともに、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たしていきます。

＜主な対策＞

① ホームページ・情報公開条例等による情報公開
② 公害防止協定書に基づく周辺住民説明会等の開催
③ 環境報告書の作成
④ 広報紙『にしたまエコにゅうす』発行

2　平成 21 年度の物質収支

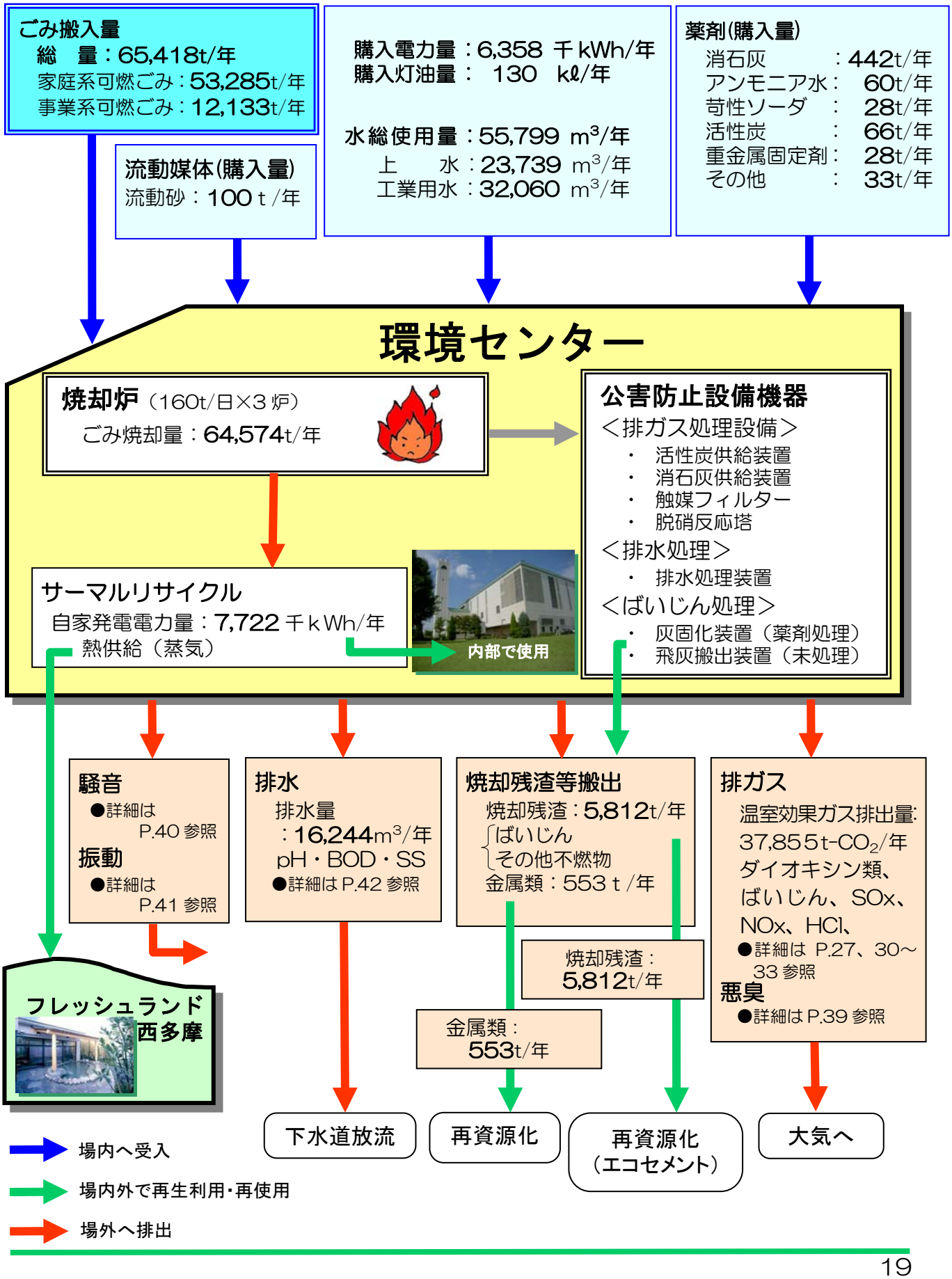

3　平成 21 年度の実績と評価

平成 21 年度の環境センターからの温室効果ガス排出量（ごみ焼却によるものは除く）、排ガスの大気汚染物質濃度、敷地境界線での悪臭・騒音・振動、排水の測定結果の実績と評価は下表のとおりです。また、排ガス測定結果は公害防止協定目標値を下回っています。なお、騒音については法規制値を超過していますが、これは、焼却施設停止時の測定結果においても法規制値を超過していることから、外部要因が影響していると判断しています。

＜温室効果ガス＞

＜評価基準＞

：減少　 ：増加　※目標年度までの暫定評価基準

項目	目　　標※1（目標年度：H21 年度）	基準年度値※2	H21 年度実績値	評価	参照頁
温室効果ガス排出量（t-CO_2/年）	基準年度値から 25.6%削減	7,323	5,757（21.3%削減）※3		P.27

※1目　　標：組合が策定した地球温暖化対策計画の目標で組合の自主目標値。

※2基 準 年 度 値：H14 年度から 16 年度の平均値。東京都環境確保条例に基づき、ごみ焼却による温室効果ガス排出量は含んでいませんが、自家発電電力分は購入電力使用による温室効果ガス排出量として計上しています。

※3H21 年度実績値：（　）内の数値は、基準年度値に対する削減率。目標年度のH21 年度では、結果 21.3%となり、目標にとどきませんでした。今後は、新たな制度となりますが、その中で、地球温暖化対策に取り組みます。

＜公害関連項目＞

＜評価基準＞

：公害防止協定目標達成　※　目標値は、公害防止協定値を組合の努力によってさらに低減するための目標値。

：公害防止協定達成　 ：法規制　達成　 ：法規制未達成

	項目	法規制値	公害防止協定値	公害防止協定目標値	H21 年度実績値 最大	H21 年度実績値 最小	H21 年度実績値 平均	評価	参照頁
排ガス	ばいじん（12%換算値）（g/m^3N）	0.08（大気汚染防止法）	0.02	0.01	0.001	<0.001	<0.001		P.30
排ガス	硫黄酸化物（12%換算値）（ppm）	約 440（大気汚染防止法）	30	10	<1	<1	<1		P.30
排ガス	窒素酸化物（12%換算値）（ppm）	250（大気汚染防止法）	50	40	34	9	18		P.30
排ガス	塩化水素（12%換算値）（ppm）	430（大気汚染防止法）	25	10	10	<2	6		P.30
排ガス	ダイオキシン類（ng-TEQ/m^3N）	1（ダイオキシン類特別措置法）	0.5	0.1	0.0080	0.00012	0.0023		P.32

注）排ガスの実績値は、３炉の最大、最小、平均値を示しています。
ダイオキシン類は、●１号炉・・・２回／年　●２号炉・・・２回／年　●３号炉・・・２回／年　測定実施。
その他の項目は、●１号炉・・・４回／年　●２号炉・・・４回／年　●３号炉・・・４回／年　測定実施。

項目				法規制値	公害防止協定値	公害防止協定目標値	H21 年度実績値 最大	最小	平均	評価	参照頁
悪臭（敷地境界線）	臭気指数			10（東京都環境確保条例）	10	―	<10	<10	<10		P.39
	悪臭物質濃度	アンモニア（ppm）		1～5※（悪臭防止法）	―	―	0.03	<0.02	<0.02		
		メチルメルカプタン（ppm）		0.002～0.01※（悪臭防止法）	―	―	<0.0001	<0.0001	<0.0001		
		硫化水素（ppm）		0.02～0.1※（悪臭防止法）	―	―	0.0004	0.0002	0.0003		
		硫化メチル（ppm）		0.01～0.2※（悪臭防止法）	―	―	0.0001	<0.0001	<0.0001		
騒音（敷地境界線）	騒音（L_{A5}）（デシベル）	地点No. A～D	朝	40	40	―	49	41	45		P.40
			昼	45	45	―	54	40	46		
			夕	40	40	―	50	39	45		
			夜	40	40	―	50	38	43		
		地点No. E・F	朝	45	45	―	53	39	47		
			昼	50	50	―	60	42	51		
			夕	45	45	―	52	40	46		
			夜	45	45	―	49	37	43		
振動（敷地境界線）	振動（L_{10}）（デシベル）	地点No. A・B・C・E・F	昼	60	60	―	40	<30	<30		P.41
			夜	55	55	―	31	<30	<30		
		地点No. D	昼	55	55	―	<30	<30	<30		
			夜	50	50	―	<30	<30	<30		
排水	pH			5～9（下水道法）	―	―	8.0	7.3	7.7		P.42
	BOD（mg/ℓ）			600（下水道法）	―	―	3.7	<0.5	1.5		
	SS（mg/ℓ）			600（下水道法）	―	―	2	<1	<1		

※：悪臭については、東京都環境確保条例で規制されていますが、同条例においては悪臭物質濃度の規制を設けていないため、評価の参考として、悪臭防止法の悪臭物質濃度の規制値を掲載しました。

注）1　悪臭の実績値は、敷地境界線４地点（測定回数：年２回）の最大、最小、平均値を示しています。

2　騒音・振動の実績値は、敷地境界線６地点（測定回数：年２回）の最大、最小、平均値を示しています。なお、地点によって規制基準が異なっているため、規制基準ごとに示しています。騒音・振動の法規制値は東京都環境確保条例によるものです。

3　平均値を算出する際、下限値未満の数値は０として計算しました。

4　環境負荷

（1）ごみの搬入

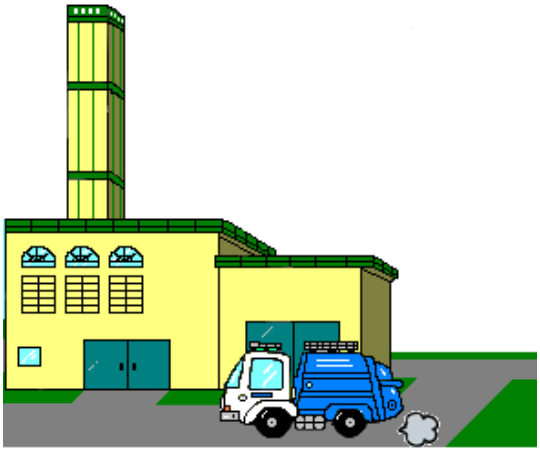

平成 21 年度のごみ搬入量総量は、65,418 t/年です。平成 19 年度から広域支援として小金井市のごみを受け入れていましたが、平成 21 年 2 月末をもって受け入れを中断しました。

平成 17 年度対比で 6,707 t/年（約 9.3%）減少、前年度対比で 6,576 t/年（約 9.1%）減少しています。また、構成４市町の合計は、前年度対比で 2,256 t/年（約 3.3%）減少しています。

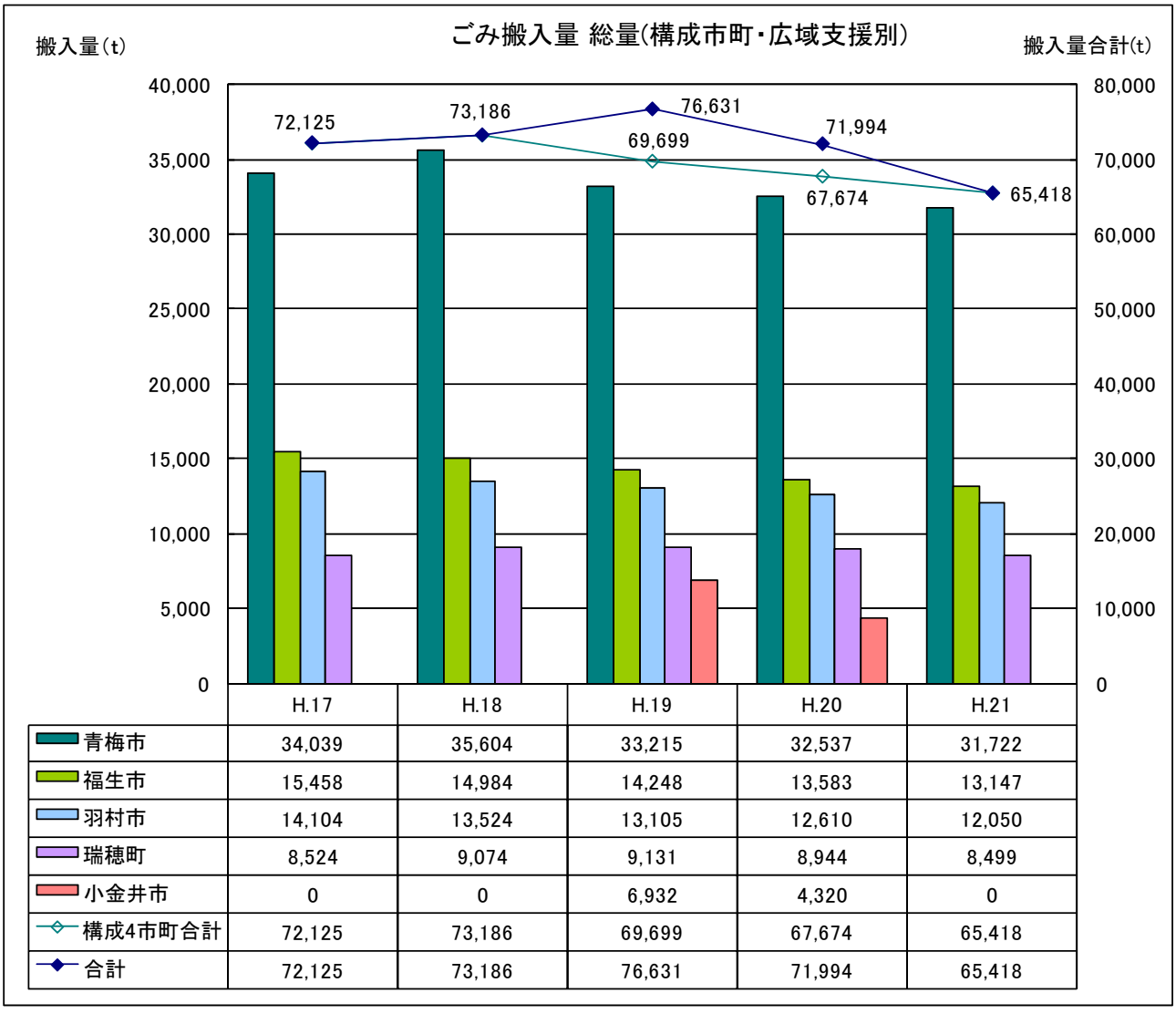

	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
青梅市	34,039	35,604	33,215	32,537	31,722
福生市	15,458	14,984	14,248	13,583	13,147
羽村市	14,104	13,524	13,105	12,610	12,050
瑞穂町	8,524	9,074	9,131	8,944	8,499
小金井市	0	0	6,932	4,320	0
構成4市町合計	72,125	73,186	69,699	67,674	65,418
合計	72,125	73,186	76,631	71,994	65,418

家庭系ごみ

平成 21 年度の家庭系ごみの搬入量は 53,285t/年で、平成 17 年度対比で 3,416 t/年（約 6.0%）減少、前年度対比（小金井市を含む）で 5,678 t/年（約 9.6%）減少しています。また、構成４市町の合計は、前年度対比で 1,358 t/年（約 2.5%）減少しています。

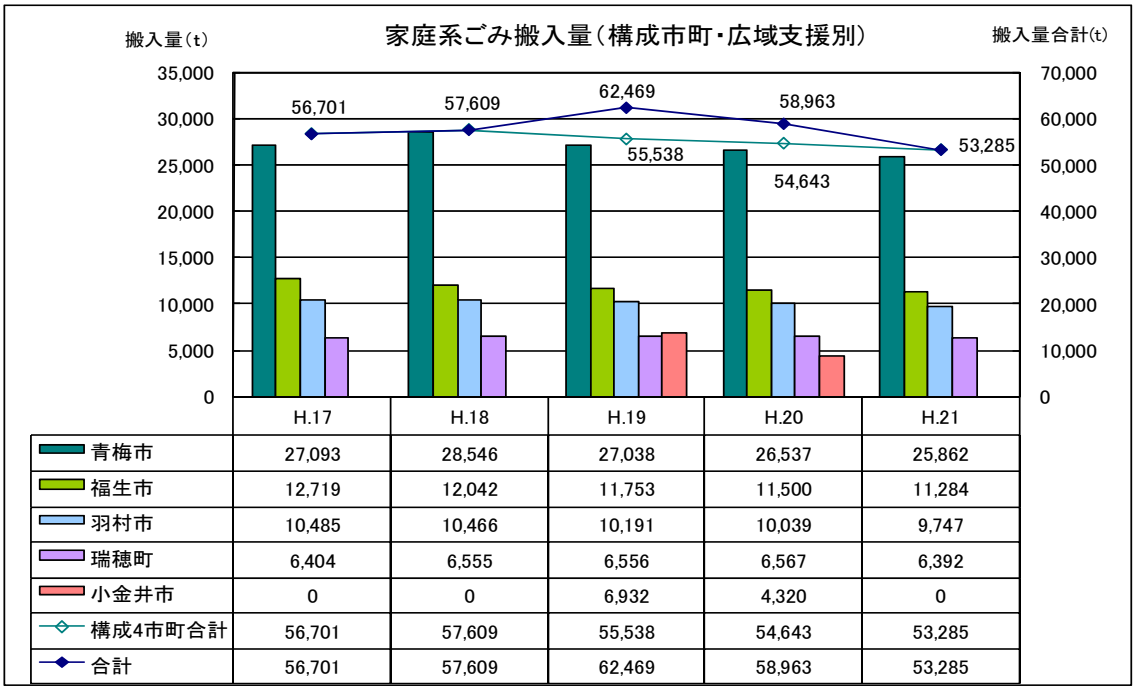

	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
青梅市	27,093	28,546	27,038	26,537	25,862
福生市	12,719	12,042	11,753	11,500	11,284
羽村市	10,485	10,466	10,191	10,039	9,747
瑞穂町	6,404	6,555	6,556	6,567	6,392
小金井市	0	0	6,932	4,320	0
構成4市町合計	56,701	57,609	55,538	54,643	53,285
合計	56,701	57,609	62,469	58,963	53,285

事業系ごみ

平成 21 年度の事業系ごみの搬入量は 12,133 t/年で、平成 17 年度対比で 3,291 t/年（約 21.3%）減少、前年度対比で 898 t/年（約 6.9%）減少しています。平成 16 年度に食品リサイクル法による食品残渣の資源化促進及び廃棄物処理手数料の改定（平成 16 年 10 月　構成市町の廃棄物手数料条例による）等があり、それ以降は減少傾向で推移しています。

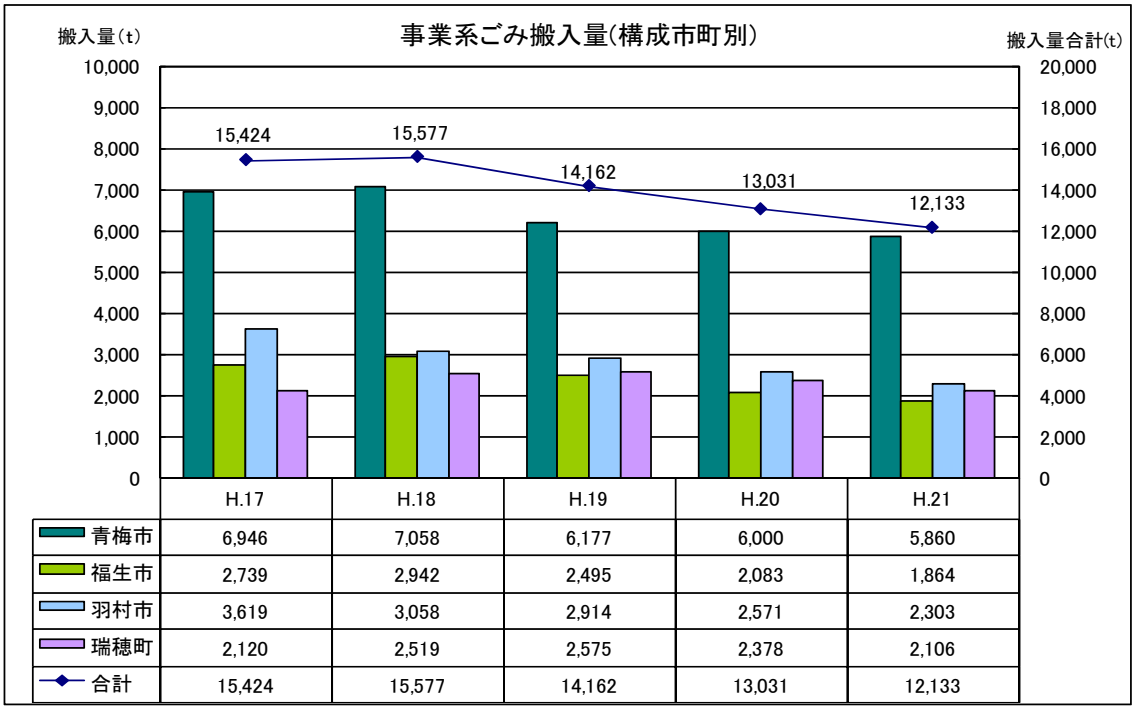

	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
青梅市	6,946	7,058	6,177	6,000	5,860
福生市	2,739	2,942	2,495	2,083	1,864
羽村市	3,619	3,058	2,914	2,571	2,303
瑞穂町	2,120	2,519	2,575	2,378	2,106
合計	15,424	15,577	14,162	13,031	12,133

（2）ごみの処理と再資源化

①　ごみの焼却処理

環境センターでは、構成４市町の可燃ごみの焼却をしています（平成 19 年度から平成 20 年度まで、小金井市の可燃ごみの一部を含む）。

平成 21 年度のごみ焼却量は、64,574t/年であり、平成 17 年度対比で 5,699 t/年（約 8.1%）減少、前年度対比で 5,991 t/年（約 8.5%）減少しています。

また、平成 21 年度の焼却炉の稼動日数は、１号炉　128 日、２ 号炉 149 日、３号炉　138 日で、焼却炉の稼動率は、約 58.3%※です。

※　焼却炉は３炉保有していますが、１炉は予備炉のため、稼動率は２炉稼動時（160ｔ/日×２炉＝320ｔ/日）の率となっています。

稼動率＝年間焼却量／基準焼却量（日量）／稼動日数×100
＝64,574t/年／320t/日／346 日×100
＝58.3%

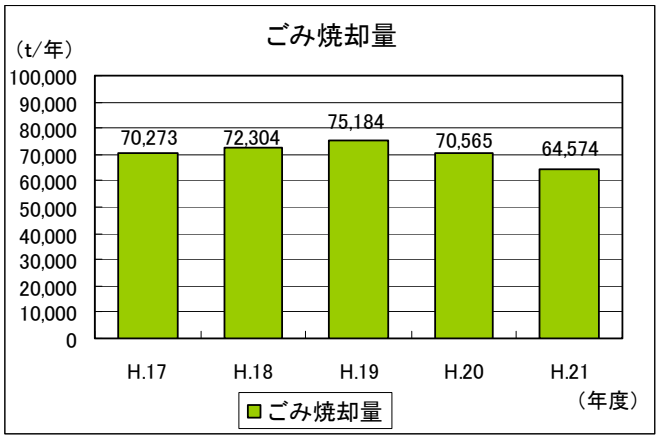

焼却炉の稼動日数

（日）

年度	1号炉	2号炉	3号炉
H.17	137	146	187
H.18	137	173	165
H.19	152	190	147
H.20	153	148	141
H.21	128	149	138

【参考】

平成 21 年度の１炉稼動日と２炉稼動日の割合は、１炉稼動日 277 日（75.9%）、２炉稼動日 69 日（18.9%）、全炉休止日 19 日（5.2%）です。

②　焼却残渣の発生量

焼却後に残る不燃物（陶器、石、金属等）とばいじんを合わせて、焼却残渣と呼んでいます。

平成21 年度の焼却残渣の発生量は 6,365 t/年であり、平成 17 年度対比で 1,932 t/年（約 23.3%）減少、前年度対比で 547 t/年（約 7.9%）減少しました。これは、ごみ焼却量が減少したこと、排ガス処理に使用する消石灰を高反応なものに変更したことが主な減少要因です。

（P.29（5）①消石灰　参照）

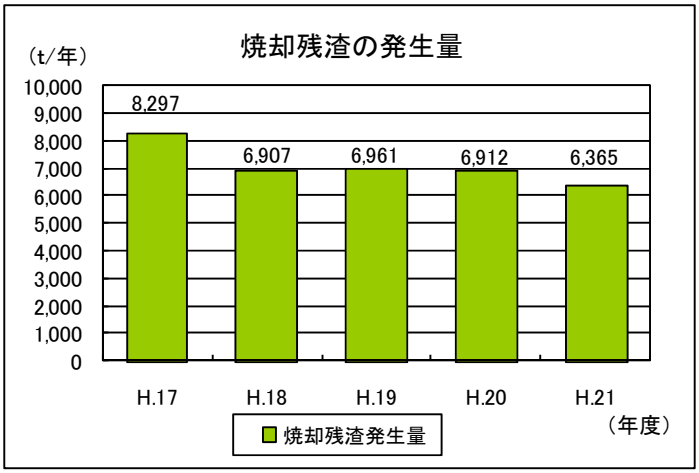

③　焼却残渣等の再資源化

焼却残渣に混入する金属類を回収して再資源化しています。平成 21 年度は年間 553ｔの金属を回収し、再資源化施設へ搬出しました。

また、平成 18 年度からは、東京たま広域資源循環組合において焼却残渣のエコセメント化事業が本格始動し、それまで埋立処分していた金属類を除く焼却残渣についてもエコセメントの原料として再資源化しており、平成 21 年度は 5,812t の焼却残渣をエコセメント化工場へ搬出しました。

平成 21 年度の金属類と焼却残渣の総量は 6,365ｔで再資源化率は 100%となっています。

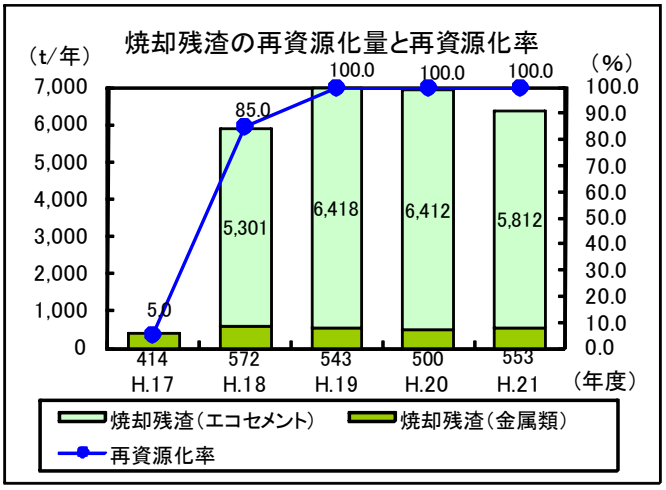

※再資源化率（%）＝焼却残渣再資源化量／焼却残渣発生量×100

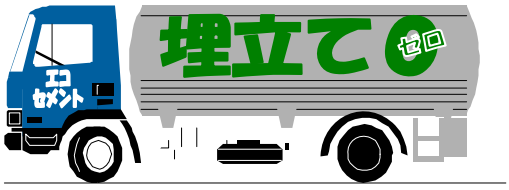

④　焼却残渣の埋立処分量

金属類を回収した後の焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合の二ツ塚最終処分場へ搬入し、平成 18 年６月まで埋立処分をしていました。しかし、平成 18 年７月からエコセメント化事業が本格始動したことにより、平成 19 年度以降の埋立処分量は０t/年です。

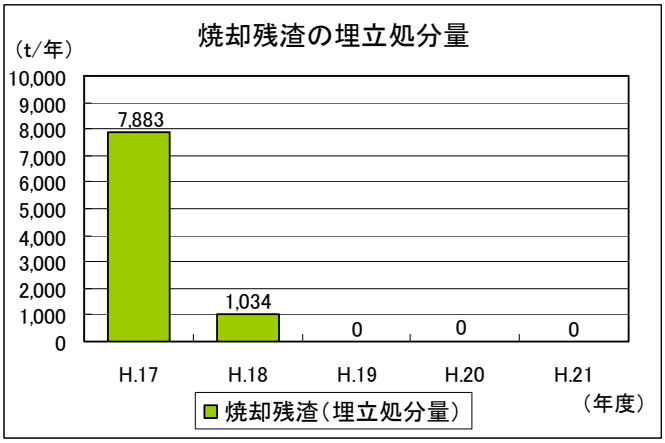

（３）エネルギー使用と温室効果ガスの排出

①　エネルギー使用量

(a)　電力使用量

環境センターでは、ごみ焼却の余熱（蒸気）を利用して自家発電を行っており、自家発電電力で電力使用量の半分以上を賄っています。

環境センターでの平成 21 年度の電力使用量は 14,080 千 kWh/年で、平成 17 年度対比で 3,011 千 kWh/年（約 17.6%）減少しました。これは、１７年度から継続的に実施している省エネルギー対策工事や施設運用面における節電などの地球温暖化対策の効果と言えます。

また、自家発電電力量は 7,722 千 kWh/年です。これを一般家庭の 1 日の使用電力量に換算すると 772,200 世帯分※1 となり、構成４市町の世帯数 125,996 世帯※2 と比較すると、全世帯数の約 6.1 日分の発電をしたことになります。

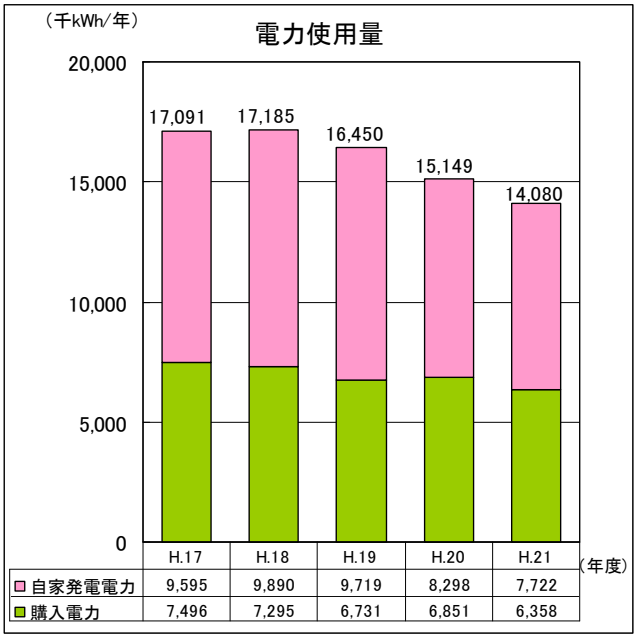

※1　一般家庭の１日の使用電力量：約 10kW[（株）東京電力のホームページより]
※2　世帯数は、平成 21 年４月１日現在

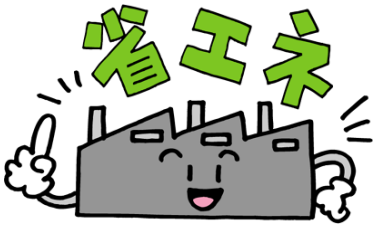

(b)　灯油購入量

環境センターでは、灯油を焼却炉立ち上げの助燃料及び焼却炉停止中の予備ボイラー等の燃料として使用しています。また、作業環境改善の目的で冬季（12 月～2 月）の乾燥している期間に加湿ボイラーの運転を行っています。

灯油購入量は、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて減少していましたが、平成 19 年度からは増加傾向にあります。平成 21 年度の購入量は 130 kℓ/年で、前年度対比で ６ kℓ/年（約 4.8%）増加しています。

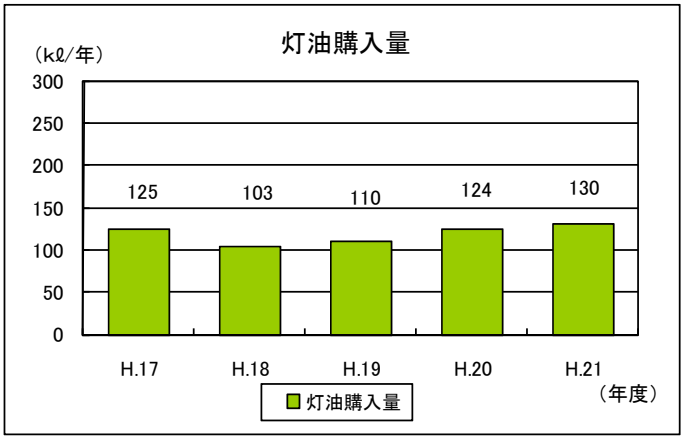

②　温室効果ガスの排出量

環境センターにおけるエネルギーや上下水道の使用、ごみの焼却などによる温室効果ガス排出量は、平成 21 年度で 37,855t-CO_2/年でした。その約 92%以上は、ごみの焼却によるものであり、温室効果ガス排出量の削減のためにも、今後とも、構成 4 市町と協力して、市民・事業者のごみ排出量の減量を推進していきます。

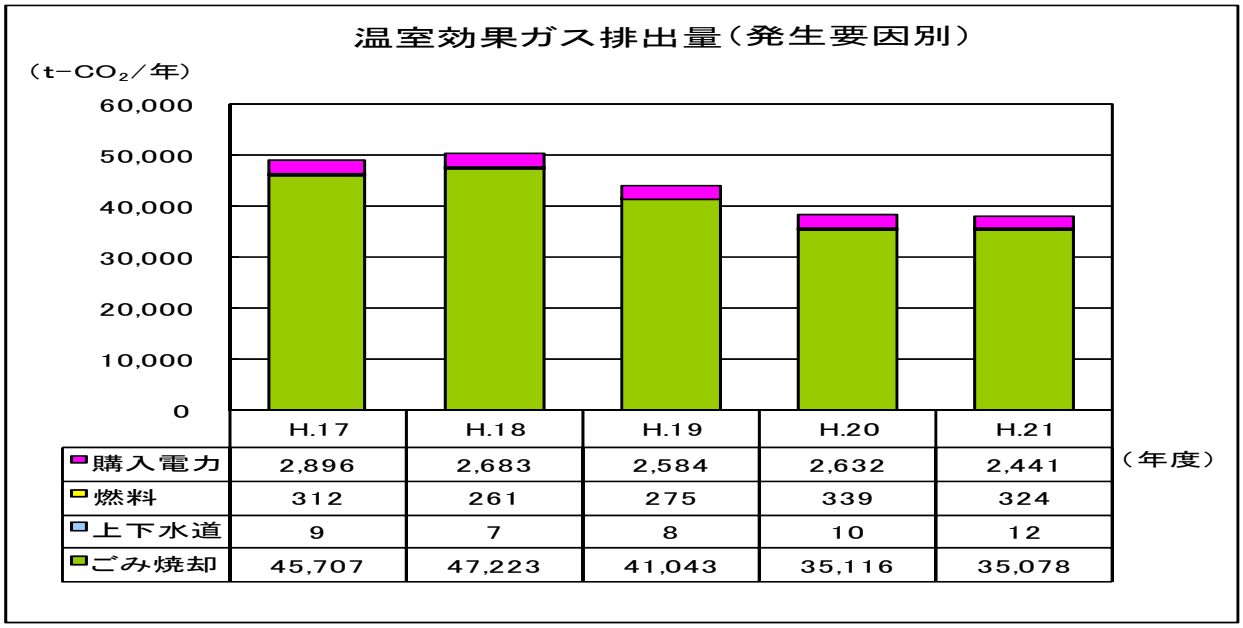

	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
購入電力	2,896	2,683	2,584	2,632	2,441
燃料	312	261	275	339	324
上下水道	9	7	8	10	12
ごみ焼却	45,707	47,223	41,043	35,116	35,078

注）自家発電電力分は含みません。

③　地球温暖化対策計画書（東京都環境確保条例・参照P.20）

当組合では、東京都環境確保条例により地球温暖化対策計画書を作成し、平成 14 年度から平成 16 年度の 3 ヵ年を基準とし、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 ヵ年で、1,875ｔ-CO_2/年（25.6%）削減を目標に進めてきました。

結果は、1,566ｔ-CO_2/年（21.3%）の削減であり、目標におよびませんでしたが、20%を超える削減となっています。

温室効果ガス（CO_2） 評価用実績排出量比較

温室効果ガスの排出量　　削減目標　1，875t（排出量5，448t）　　（t−CO_2／年）

事　項		CO_2排出量（基準年度）	CO_2排出量（21年度）
工場・事業場	燃料・熱の使用	424 t	324 t
	電気の使用	3,080 t	2,441 t
	水道等の使用	9 t	12 t
	ごみ発電の使用	3,810 t	2,980 t
合　計		7,323 t	5,757 t
削減		−	1,566 t

※ごみ焼却量は、当組合で削減できないため、除いています。

（4）水使用と排水

①　水使用

環境センターでは、プラットホームや収集車の洗浄、ボイラー水、各種冷却水などに水を使用しています。使用している水は、上水道と工業用水です。平成 21 年度の水使用量は 55,799m^3/年で、総使用量の約 57%が工業用水です。

水使用量は平成 19 年度まではほぼ横ばいに推移していましたが、平成 20 年度以降減少傾向にあり、平成 21 年度も前年度対比で約 3,791 m^3/年（約 6.4%）減少しています。

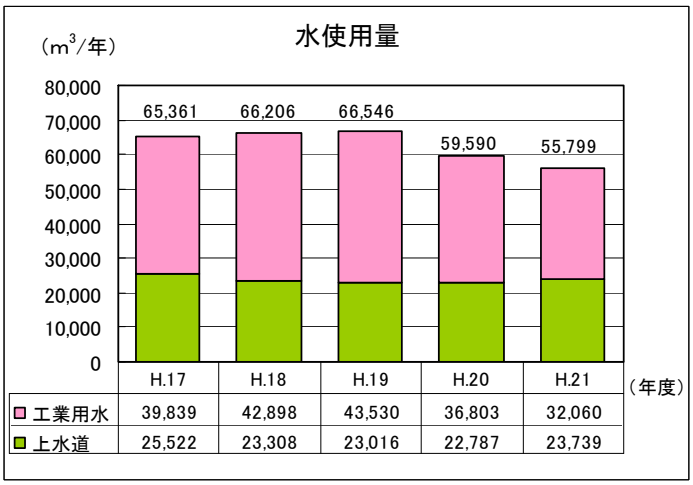

減少要因としては、ごみ量の減少と、空気冷却効率の向上による夏季（5～9 月）の蒸気復水器（蒸気を空気冷却して水に戻す装置）への補助冷却用散水（工業用水を装置に散水し水冷も併用していた。）の不要化が挙げられます。

②　水の有効利用（排水処理及び再利用水）と排水

環境センターでは、水を有効利用するため工業用水を導入するとともに、生活排水以外の場内排水を排水処理装置により下水道放流基準値を満たす水質とした後、主に排ガス冷却用水として場内において再利用しています。

余った処理水は下水道放流しています。（再利用水槽の水位上昇により放流されます。）下水道放流した排水量は、平成 18 年度以降増加を続けており、平成 21 年度は約 16,244m^3/年で、前年度対比で 4,465m^3/年（約 37.9%）増加しました。排水量の増加は、集じん器への『触媒フィルター』導入に伴って排ガス冷却温度設定値が上昇（160℃から 195℃へ）し排ガス冷却用水の必要量が減ったことが主な原因です。

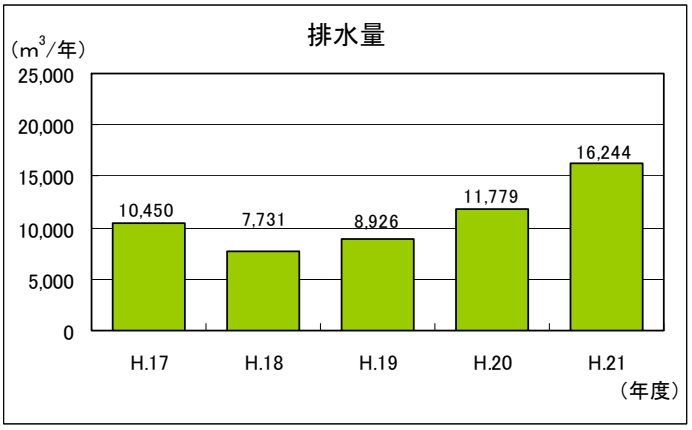

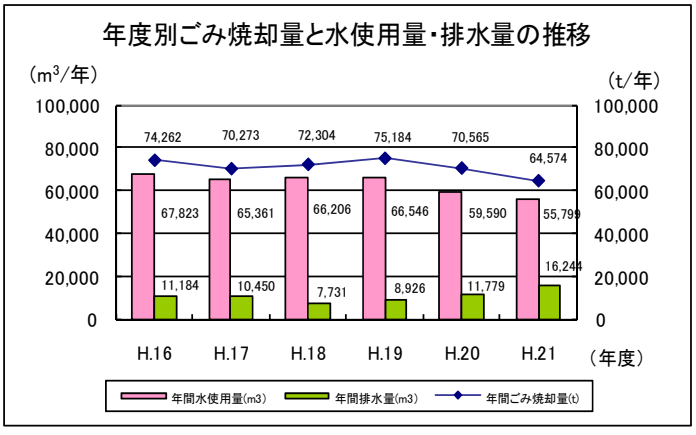

（５）薬剤購入

①　消石灰

排ガス中の塩化水素及び硫黄酸化物を除去するために、消石灰を使用しています。消石灰の購入量は、平成 20 年度に増加しましたが、平成 21 年度は 442 t/年と前年度対比で 267 t/年（約 37.7%）減少しています。これは、塩化水素の中和率のよい、高反応消石灰の採用によるものです。

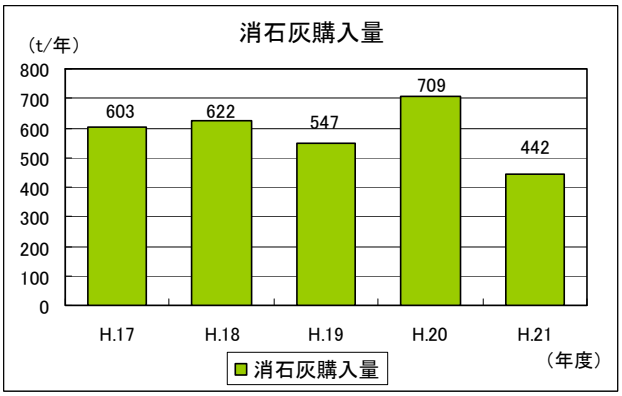

②　アンモニア水

排ガス中の窒素酸化物を除去（分解）するためにアンモニア水を使用しています。アンモニア水の購入量は、平成 21 年度は 60 t/年で、平成 19 年度以降ほぼ横ばいに推移しています。

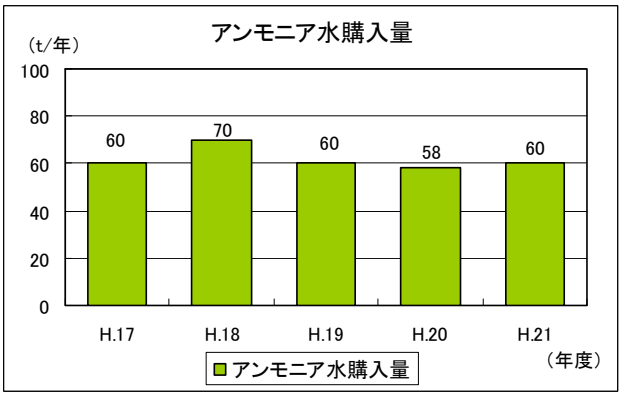

グリーン購入　平成 16 年度から使用済ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類を原料の一部に使用したｱﾝﾓﾆｱ水を購入しています。

③　苛性ソーダ

ボイラーで使用するための純水を製造する装置で使用する薬剤及び場内排水の pH 調整のための薬剤として苛性ソーダを使用しています。苛性ソーダの購入量は、平成 18 年度以降減少に転じましたが、平成 21 年度は 28 t/年に増加しました。

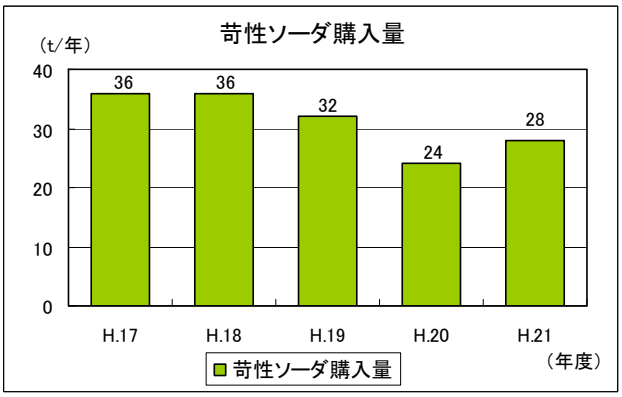

④　活性炭

排ガス中のダイオキシン類を吸着させるために活性炭を使用しています。活性炭の購入量は、平成 20 年度は増加に転じましたが、平成 21 年度は 66 t/年に減少しました。

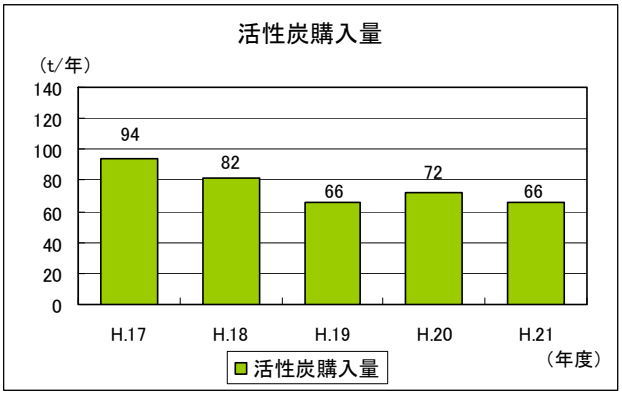

（6）排ガス

①　ばいじん

排ガス中のばいじん濃度（酸素濃度12%換算値の最大値）は、各年度ともすべて公害防止協定規制値（0.02 g/m^{3}N）、公害防止協定目標値（0.01 g/m^{3}N）を下回っています。

ばいじん濃度（酸素濃度 12%換算値の最大値）

（g/m^{3}N）

年度	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
1号炉	0.002	0.001	0.001	＜0.001	0.001
2号炉	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.002	＜0.001
3号炉	0.001	＜0.001	0.001	＜0.001	0.0009

法規制値　　：0.08g/m^{3}N
公害防止協定規制値　：0.02g/m^{3}N
公害防止協定目標値　：0.01g/m^{3}N

②　硫黄酸化物（SOx）

排ガス中の SOx 濃度（酸素濃度12%換算値の最大値）は、各年度ともすべて 1ppm 未満となっており、公害防止協定規制値（30ppm）、公害防止協定目標値（10ppm）を下回っています。

SOx 濃度（酸素濃度 12%換算値の最大値）

（ppm）

年度	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21
1号炉	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1
2号炉	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1
3号炉	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1

法規制値　　：440ppm
公害防止協定規制値　：30ppm
公害防止協定目標値　：10ppm

③　窒素酸化物（NOx）

排ガス中の NOx 濃度（酸素濃度12%換算値の最大値）は、公害防止協定規制値（50ppm）、公害防止協定目標値（40ppm）を下回っています。

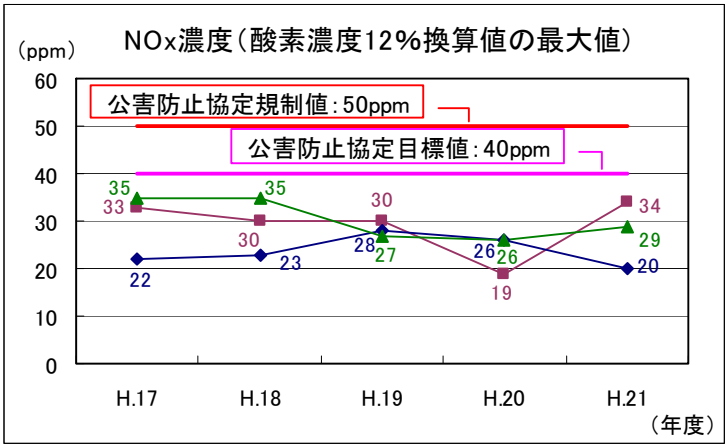

④　塩化水素（HCl）

排ガス中の HCl 濃度（酸素濃度12%換算値の最大値）は、公害防止協定目標値（10ppm）、公害防止協定規制値（25ppm）以下となっています。

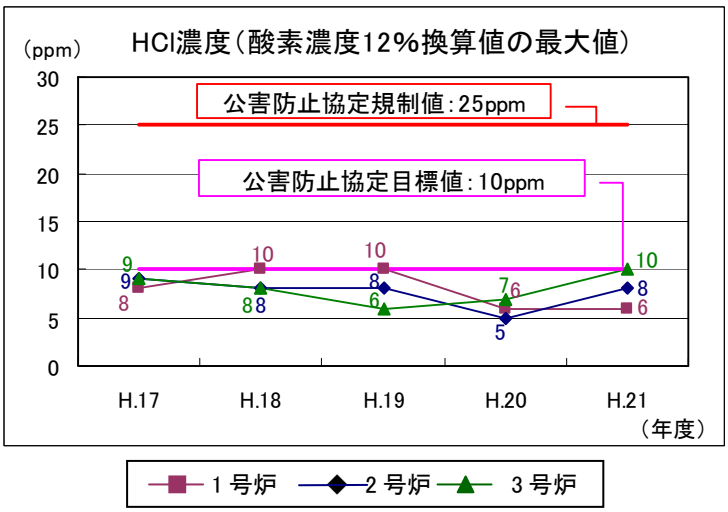

項目	主な対策
ばいじん	バグフィルター（集じん器）の設置
硫黄酸化物	バグフィルター（集じん器）利用の乾式消石灰噴霧
窒素酸化物	再加熱器、脱硝反応塔（触媒脱硝方式：アンモニア噴霧）の設置
塩化水素	バグフィルター（集じん器）利用の乾式消石灰噴霧

◆バグフィルター（集じん器）

バグフィルターは、ろ過式集じん器と言われ、ガラス繊維とテフロンの織布状のろ布に排ガスを通過させることによって排ガス中の微細なばいじんまでを捕集する仕組みになっています。

環境センターのバグフィルターは、直径約 16cm 長さ約 5.5 mのろ布が 560 本入っている大きなもので、排ガス中のミクロン単位の微粒子まで捕集が可能な性能を有しており、当プラント中の公害対策機器の最重要機器と言えます。

また、19 年度には 2 号、20 年度には 1 号及び 3 号のバグフィルターのろ布を触媒フィルターに更新しました。これにより、バグフィルターで活性炭に吸着されずに通過していたガス状のダイオキシン類が触媒によって酸素と化学反応し分解されることにより、ダイオキシン類の低減が期待できます。

バグフィルターの長所

★ 一般に電気集じん器の約 10 倍の除じん率であるとされています。

★ 入口排ガス温度はダイオキシン類の生成しやすい温度域である約 300℃以下の 195℃で運転管理されています。触媒フィルターの触媒作用は高温なほど効果を得られますが、排ガスの急冷やフィルターの耐熱温度の観点から 195℃としています。この触媒作用により、排ガス中のダイオキシン類の分解を促進させています。

★ バグフィルター前段で消石灰・活性炭を吹き込むことによって、ろ布の表面に消石灰や活性炭の層が形成され、そこを排ガスが通過することによりばいじん以外の有害物質の捕集も行えます。

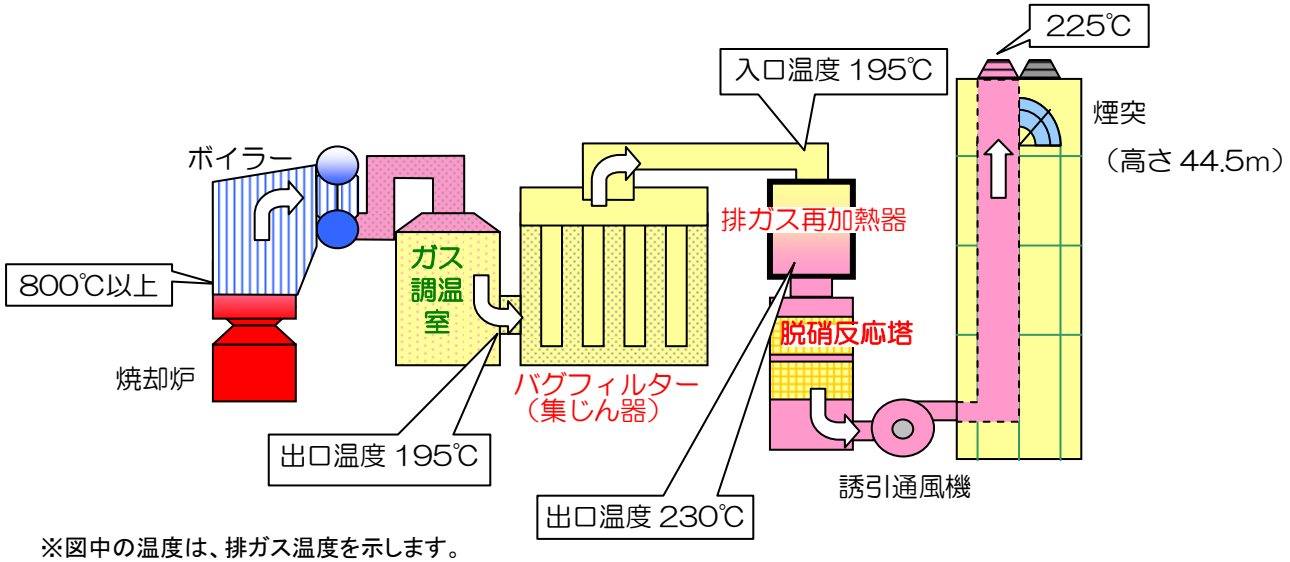

※図中の温度は、排ガス温度を示します。

◆排ガス再加熱器

後段の設備である脱硝反応塔での脱硝反応を促進するために、排ガス温度を 230℃程度まで加熱するための設備です。

排ガス再加熱器はステンレス製のチューブ群により構成されています。このチューブ内には高圧蒸気溜からの蒸気が通っており高温となっています。この高温のチューブ群を排ガスが通過することによって排ガスの温度を上昇させます。

◆脱硝反応塔

排ガス中のＮＯx を除去（分解）する設備です。環境センターでは触媒脱硝方式を採用しています。

バグフィルターを出た排ガスは排ガス再加熱器によって加熱され 230℃程度の温度となります。そこへ触媒脱硝の還元剤となるアンモニア水を吹き込みます。このアンモニアを含んだ排ガスが触媒部を通過する際に、排ガス中の NOx と還元剤であるアンモニアとを化学反応させることによって、有害な窒素酸化物は無害な窒素と水に分解します。

触媒とは・・・
自身は変化しませんが、他のものの化学反応を促進させる物質のことです。環境センターの脱硝触媒の主成分は二酸化チタン・五酸化バナジウム・シリカなどです。

⑤　排ガス中のダイオキシン類

【排ガス中のダイオキシン類濃度】

平成 21 年度の排ガス中のダイオキシン類濃度は、1 号炉 0.00082～0.0014ng-TEQ/m^{3}N、2 号炉 0.00012～0.0015ng-TEQ/m^{3}N、3 号炉 0.0018～0.0080ng-TEQ/m^{3}N でした。3 炉とも公害防止協定規制値（0.5ng-TEQ/m^{3}N）、公害防止協定目標値（0.1ng-TEQ/m^{3}N）を下回っています。

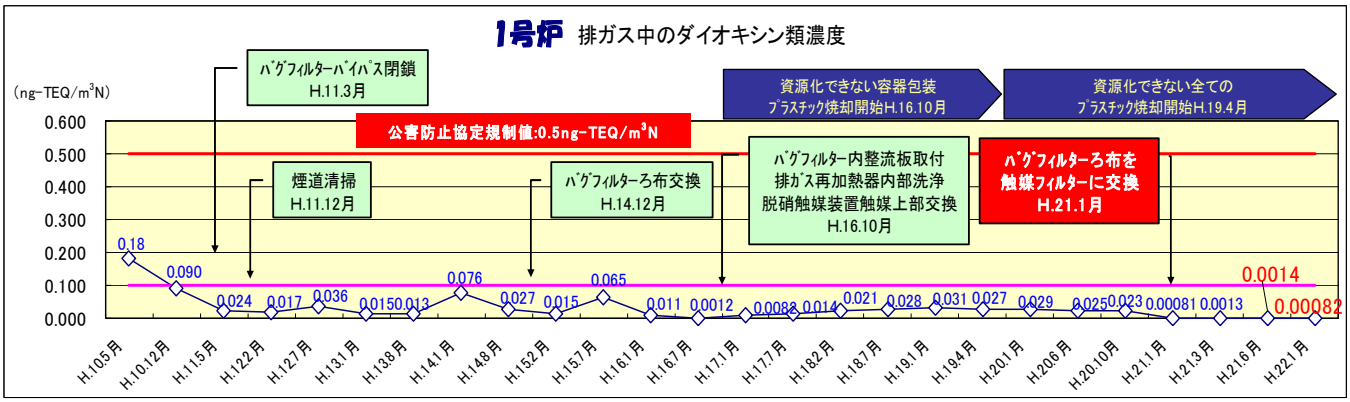

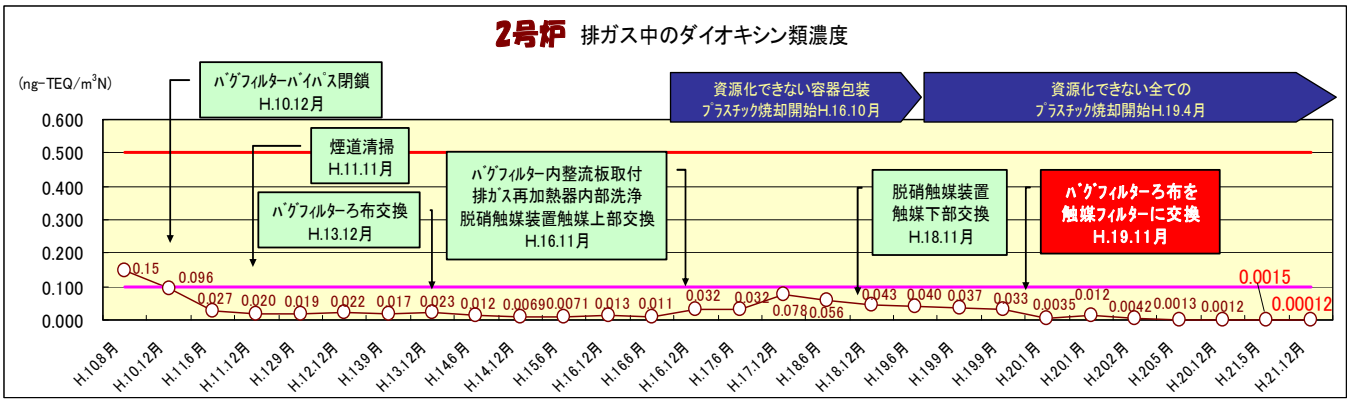

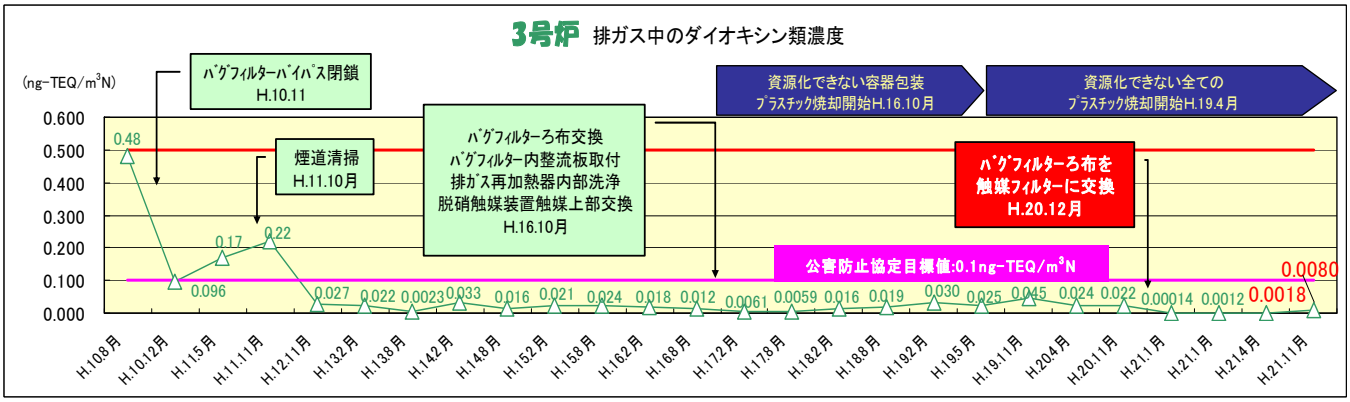

◆ ダイオキシン類発生抑制対策

- 燃焼状態を安定させるために、ごみを攪拌し、できる限りごみ質を均一にしています。
- 焼却炉の燃焼温度は 800～1,000℃を維持し完全燃焼しています。
- バグフィルター入口の排ガス温度は約 195℃に保っています。

※　温度管理については、P.31 の図をご覧ください。

- 排ガス中の CO 濃度は、100ppm（1 時間移動平均値）以下に保っています。
- 排ガス中の ばいじん除去には、バグフィルターを使用しています。

※　バグフィルターの詳細は、P.31 をご覧ください。

- 上記のほか、廃棄物処理法に定められている焼却施設の構造基準・維持管理基準に基づき、適正に維持管理をしています。

【ダイオキシン類の大気への排出量※1】

平成21年度の１年間に環境センターが大気へ排出したダイオキシン類の量は、1.1mg-TEQ と推定されます。これは、砂糖（グラニュー糖※2）約３粒分と同じ量です。

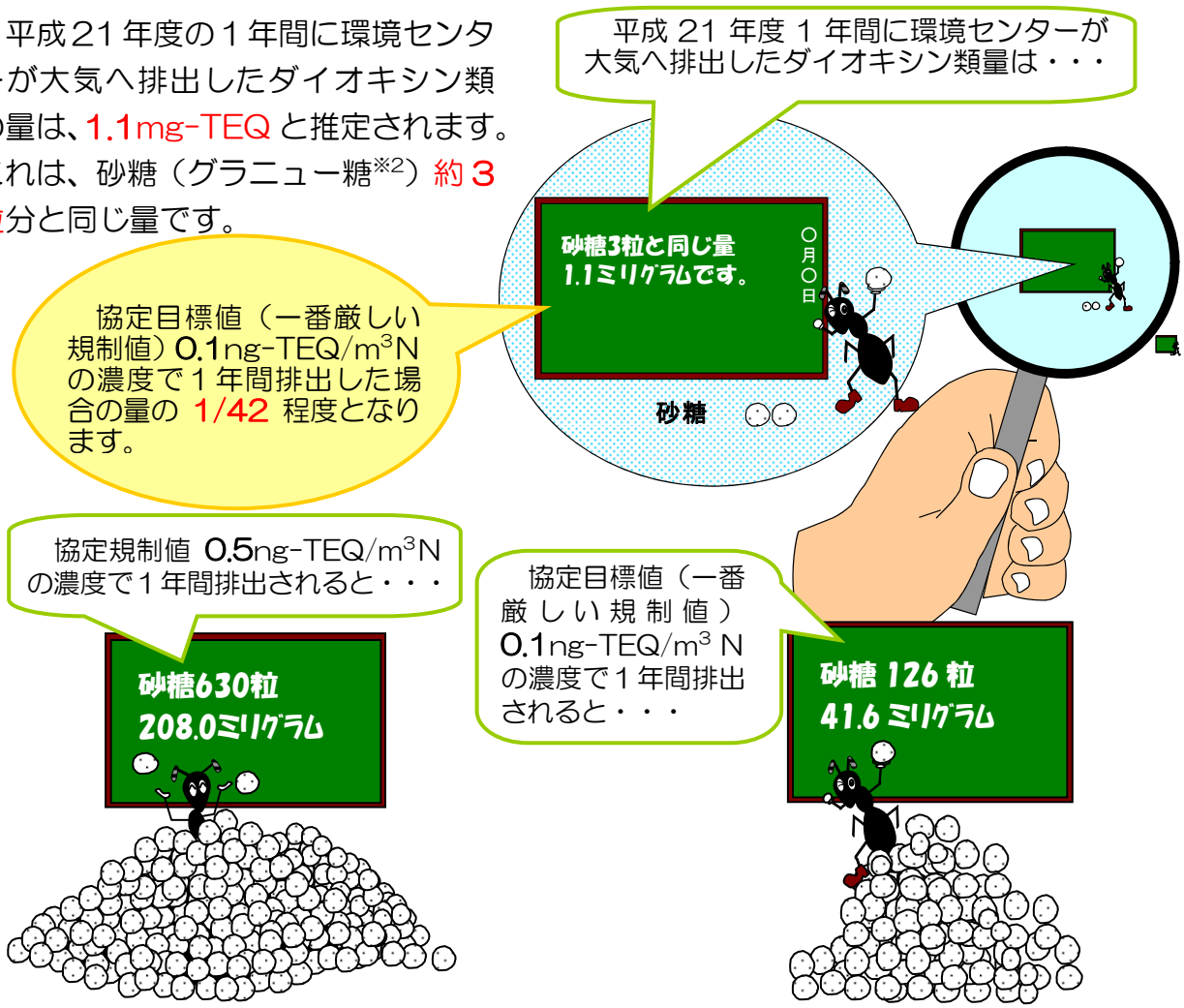

※　1　ダイオキシン類の大気への排出量は、PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）の届け出数値です（平成 21 年度）。

2　グラニュー糖の１粒は約 0.33mgで、5g入りのスティックシュガーは約 15,000 粒程度とされています。

（7）近隣地域のダイオキシン類の影響等

①　近隣地域の大気中のダイオキシン類濃度

【大気中のダイオキシン類濃度】

近隣地域の大気中のダイオキシン類濃度について、周辺地域協議会と協働して、毎年度、夏季と冬季に定点測定（5 地点）を行っています。

平成 21 年度の近隣地域の大気中のダイオキシン類濃度は 0.020～0.032pg-TEQ/m^3 で、環境基準値（0.6 pg-TEQ/m^3）を大きく下回っています。

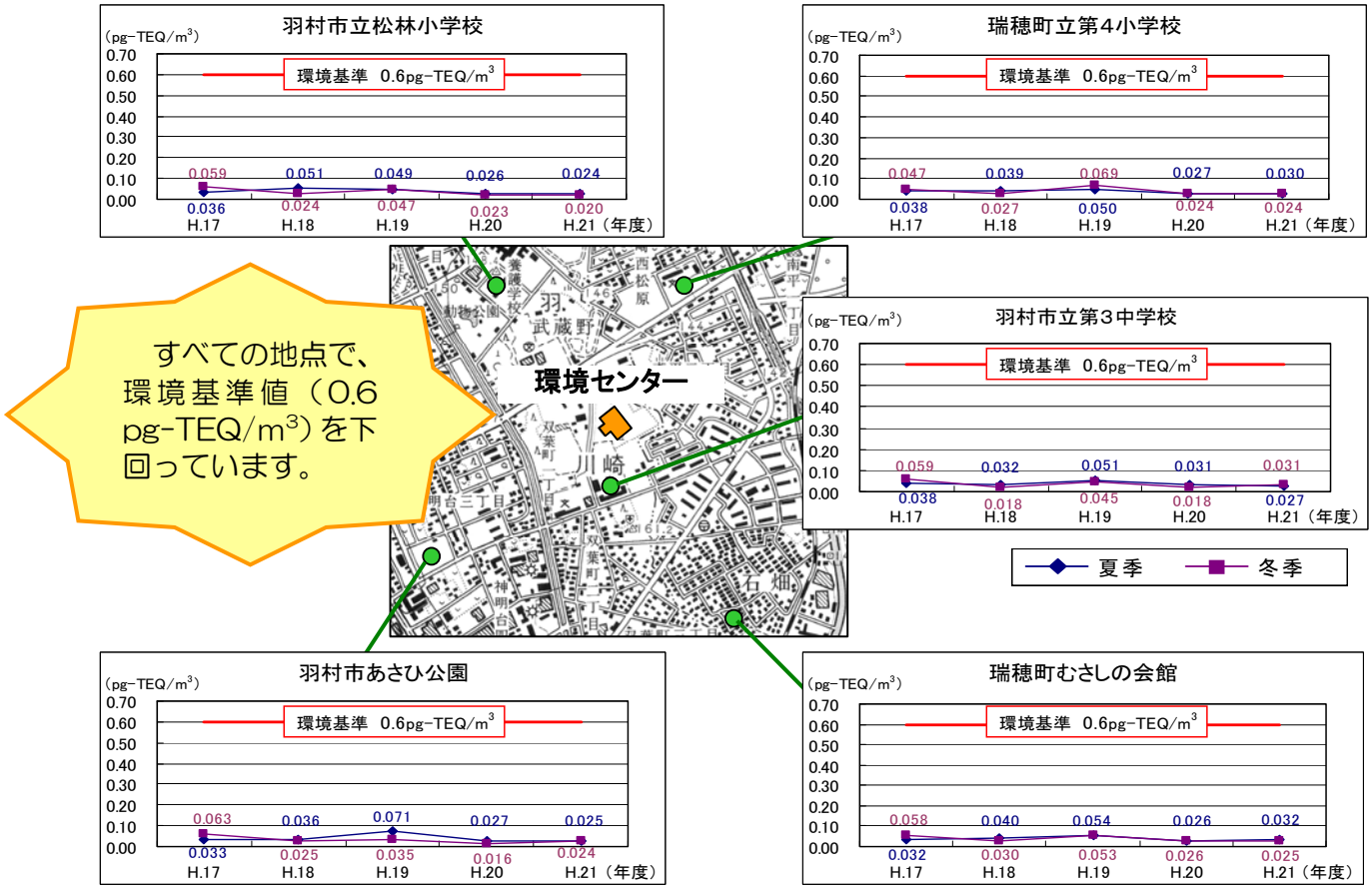

※　測定地点　羽村市立松林小学校及び羽村市立第３中学校[屋上（地上約 15m）]、瑞穂町立第４小学校[屋上（地上約 11.4m）]、羽村市あさひ公園及び瑞穂町むさしの会館（地上約 1.5m）

東京ドーム 1 杯の水の重さが 1,000,000,000,000ｇ（1 兆ｇ）です。ここに角砂糖一つ（1 ｇ）を溶かした時、この水 1 cc に含まれる砂糖は 1pg（ピコグラム）になります。

ダイオキシン類の単位について

1ｐｇ（ピコグラム）　：1ｇの 1/1,000,000,000,000（1 兆分の 1）
1ｎｇ（ナノグラム）　：1ｇの 1/1,000,000,000（10 億分の 1）
1μｇ（マイクログラム）：1ｇの 1/1,000,000（100 万分の 1）
1ｍｇ（ミリグラム）　：1ｇの 1/1,000（1 千分の 1）

TEQ ：ダイオキシン類全体の毒性の強さは毒性等量（TEQ）で表します。
ダイオキシン類の仲間にはさまざまな形のものがあり、毒性の強さがそれぞれ異なります。そこで最も毒性の強い 2,3,7,8-TeCDD（四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン）の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算し、ダイオキシン類全体の毒性の強さを表します。

② シミュレーション

（a）環境センターからの負荷濃度予測値（平成 20 年度※）

大気環境中のダイオキシン類濃度測定結果に基づき、環境センターからの影響を予測いたしました。

環境センターの煙突から排出するダイオキシン類の近隣地域の大気への負荷率は、平成 20 年度で、0.03～0.05%程度です。環境センターでは、さらに環境負荷の低減に向けて努力いたします。

単位：pg-TEQ/m^3

羽村市立松林小学校
大気中濃度　　：0.025
環境センター負荷分：0.0000116
（負荷率：0.05%）

瑞穂町立第4小学校
大気中濃度　　：0.026
環境センター負荷分：0.0000082
（負荷率：0.03%）

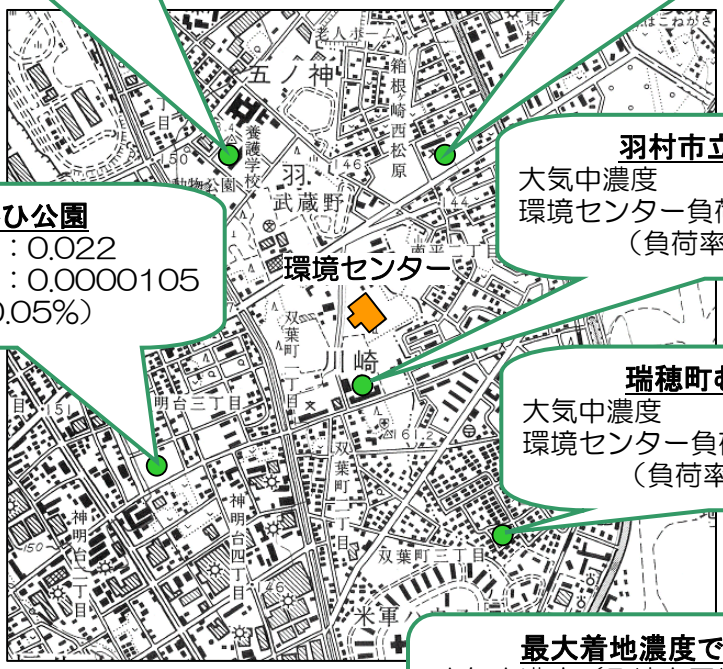

羽村市立第3中学校
大気中濃度　　：0.025
環境センター負荷分：0.0000071
（負荷率：0.03%）

羽村市あさひ公園
大気中濃度　　：0.022
環境センター負荷分：0.0000105
（負荷率：0.05%）

瑞穂町むさしの会館
大気中濃度　　：0.026
環境センター負荷分：0.0000111
（負荷率：0.04%）

最大着地濃度で見た負荷率
大気中濃度（5 地点平均）：0.024
環境センター負荷分　　：0.0000141
（負荷率：0.06%）

注）各地点の大気中濃度は、平成 20 年度の年間測定値の平均値（夏季、冬季の平均値）。

予測値の算出方法

環境センターの焼却施設のデータ（ダイオキシン類排出濃度、排ガス温度、排ガス量、煙突の高さ等）及び気象データ[風向・風速（東京都一般大気常時測定局「東青梅測定局」）、日射量・雲量（東京管区気象台「気象庁」）等]を使用し、拡散式は、環境庁大気保全局「窒素酸化物総量規制マニュアル（平成 12 年 12 月）」等により、東京都の環境影響評価（アセスメント）等に通常用いる方法で算出しています。

※　本報告書作成時点で、環境センターの煙突から排出するダイオキシン類濃度の予測に必要な東京管区気象台の気象データ（確定値）が公表されていなかったため、予測可能な最新年度である平成 20 年度の数値を掲載しています。

(b)　近隣地域で人が摂取するダイオキシン類の予測値

人がダイオキシン類を体内に取り込む経路は、大きく分けて、食物、水、土壌、大気の４つです。なかでも、食物から摂取する量は、全体の 99%（平成 20 年度）を占めています。

平成 20 年度に、環境センターの近隣地域の人が 1 日に摂取したダイオキシン類の総量は、体重 1kg あたり 1.33 pg-TEQ 程度と考えられます。我が国のダイオキシン類の耐容 1 日摂取量（TDI）4pg-TEQ/kg/日を下回っています。大気から摂取した量は 1 日体重 1kg あたり 0.009 pg-TEQ（約 0.7%）程度です。

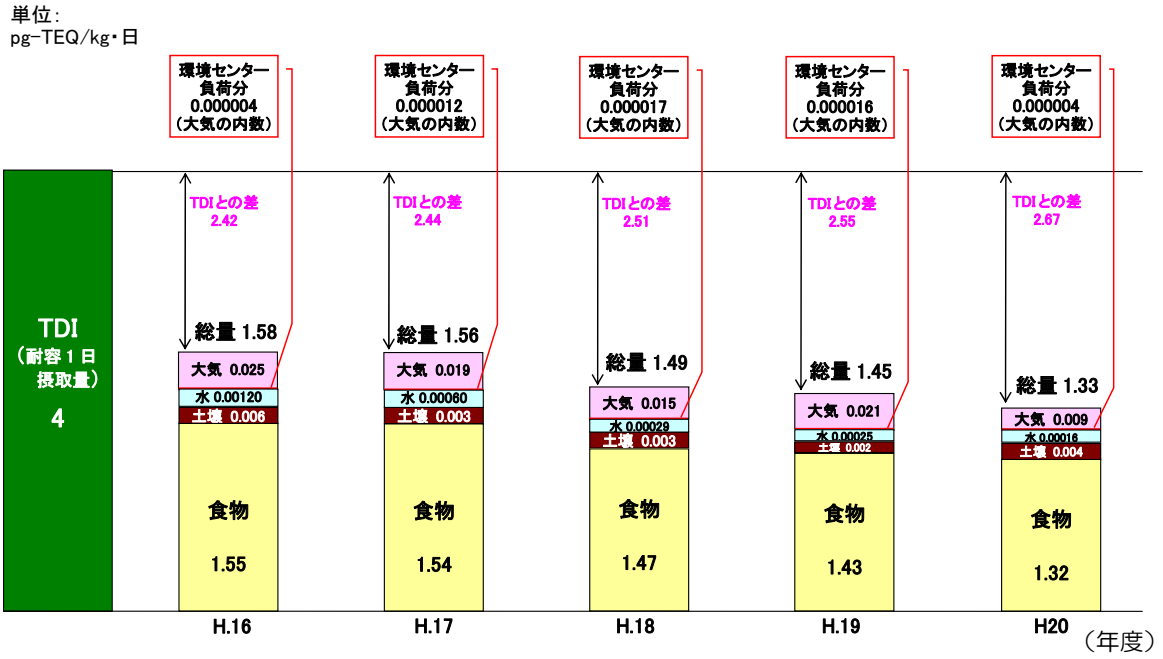

※ 1　この図は、大気、水、土壌の縦方向の高さを強調した図となっています。
2　大気からの摂取量は、環境センター近隣地域（5 地点）の最大濃度を使用して算出しました。
3　環境センターの負荷分は、大気からの摂取量の内数です。拡散シミュレーションにより求めた最大着地濃度より算出しています。
4　水、土壌、食物からの摂取量は、東京都福祉保健局の各年度データを使用しています。
5　本報告書作成時点で、環境センターの煙突から排出するダイオキシン類濃度の予測に必要な東京管区気象台の気象データ（確定値）や、ベースとなる水、土壌、食物からの摂取量のデータが公表されていなかったため、平成 20 年度を最新年度として掲載しています。

体重 50kg の人が 1 日に摂取しても健康を損なわないとされるダイオキシン類摂取量は、4×50＝200 pg-TEQ となります。

耐容１日摂取量（TDI）：
化学物質の安全性の評価に使われる数値のことで、ヒトが一生摂取し続けても、健康に影響が現れないと判断される１日体重１kg 当たりの摂取量です。TDI は、生涯にわたって摂取したときの影響を考えたもので、一時的に TDI を超えたダイオキシン類を摂取しても健康を損なうものではありません。
わが国では、ダイオキシン類の TDI は 4pg-TEQ/kg/日と定められていますが、これは、動物実験の結果を最もダイオキシン類に弱い胎児期のヒトに当てはめ、さらに安全を見込んで 10 分の１の数値を設定したものです。

【平成 20 年度※1の大気からの摂取予測値】

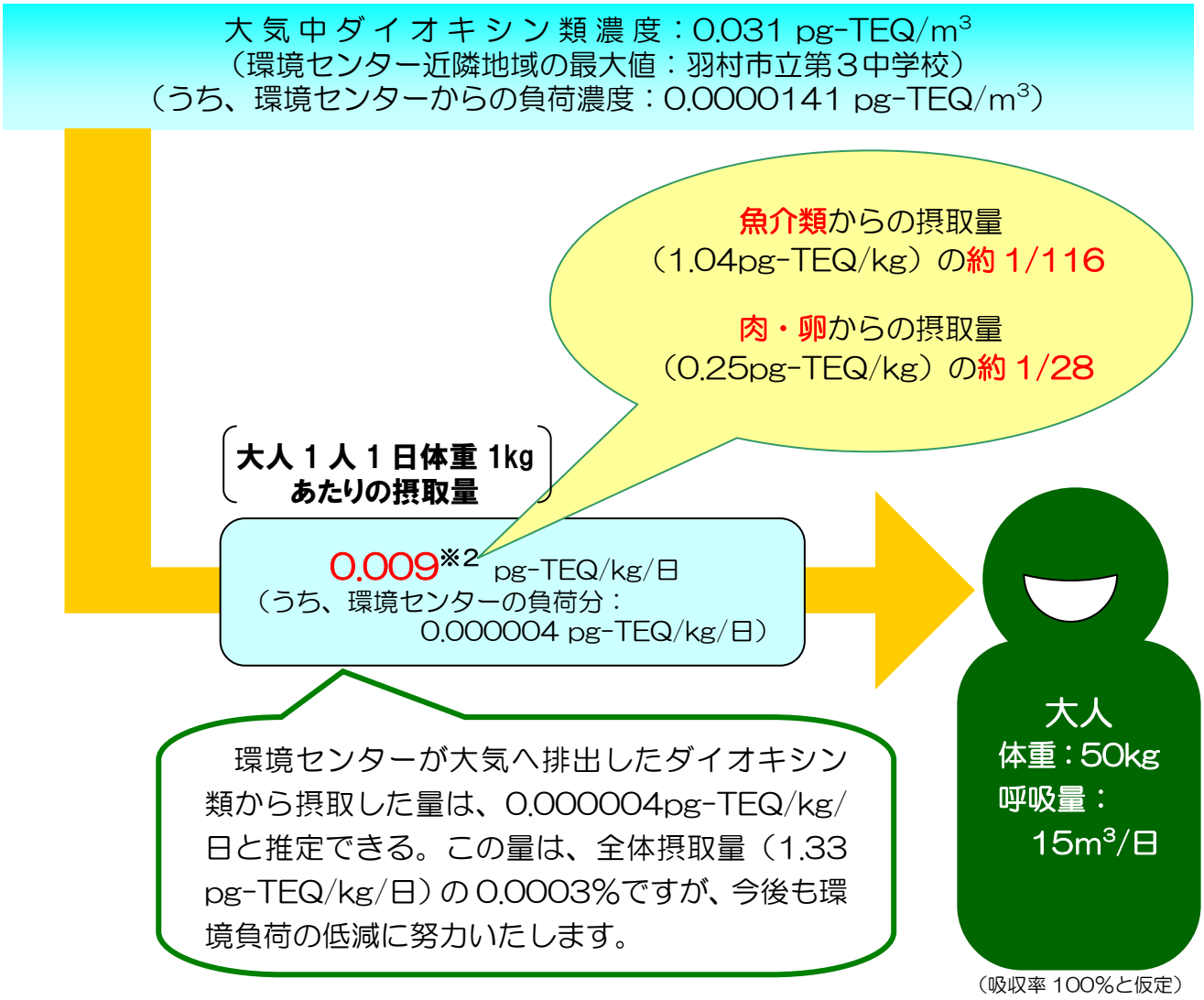

※２　大気からのダイオキシン類摂取量＝大気中のダイオキシン類濃度（最大値）×呼吸量÷体重
0.009pg-TEQ/kg/日＝0.031pg-TEQ/kg/日　×　15m³／日　÷　50ｋｇ

＜食品などからの大人１人１日体重 1kg あたりの摂取量（平成 20 年度）＞

食品からの摂取量	魚介類	1.04	pg-TEQ/kg/日	東京都福祉保健局「平成 20 年度　食事由来の化学物質暴露量推計調査（トータルダイエット調査）」	ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI） 4 pg-TEQ/kg /日
	肉・卵	0.25	pg-TEQ/kg/日		
	乳・乳製品	0.015	pg-TEQ/kg/日		
	穀物・芋	0.00049	pg-TEQ/kg/日		
	有色野菜	0.00059	pg-TEQ/kg/日		
	その他	0.014	pg-TEQ/kg/日		
タバコからの摂取量		0.36	pg-TEQ/kg/日	21 世紀たばこ対策検討会第 1 回資料（※1 日 20 本喫煙を想定）	

※１　本報告書作成時点で、環境センターの煙突から排出するダイオキシン類濃度の予測に必要な東京管区気象台の気象データ（確定値）や、ベースとなる水、土壌、食物からの摂取量のデータが公表されていなかったため、予測可能な最新年度である平成 20 年度の数値を掲載しています。

（8）環境センター敷地内の土壌中ダイオキシン類の濃度

平成 21 年度の環境センター敷地内の土壌ダイオキシン類濃度は、NO.8 の１地点での測定で 49pg-TEQ/g でした。隣接するフレッシュランド西多摩敷地内の土壌中ダイオキシン濃度は、NO.2 と NO.12 の２地点で、15～21 pg-TEQ/g でした。いずれも環境基準（1,000 pg-TEQ/g）、環境指針値（250pg-TEQ/g）を下回っています。

（pg-TEQ/g）

地点 ＼ 年度	環境センター			
	NO. 8（表層）	NO. 9（表層）	NO. 10（表層）	NO. 11（表層）
H. 11	20	75	100	―
H. 17	―	―	―	1. 9
H. 21	49	―	―	―

（pg-TEQ/g）

環境基準	環境指針値
1, 000	250

（pg-TEQ/g）

地点 ＼ 年度	フレッシュランド西多摩												
	NO. 1（表層）	NO. 2（表層）	NO. 3（表層）	NO. 4（表層）	NO. 5（表層）	NO. 6（表層）	NO. 6（△30cm）	NO. 6（△100cm）	NO. 7-1（表層）	NO. 7-2（表層）	NO. 7-1（△30cm）	NO. 7-2（△30cm）	NO. 12（表層）
H. 11	190	23	6. 1	11	21	120	220	20	300	―	―	―	―
H. 12	―	―	―	―	―	―	―	―	140	210	38	38	―
H. 17	19	―	―	―	―	19	―	―	35		―	―	―
H. 21	―	21	―	―	―	―	―	―	―		―	―	15

※　環境基準（1,000pg-TEQ/g）　：土壌の除去を実施する値
　　環境指針値（250pg-TEQ/g）　：必要な調査を実施する値

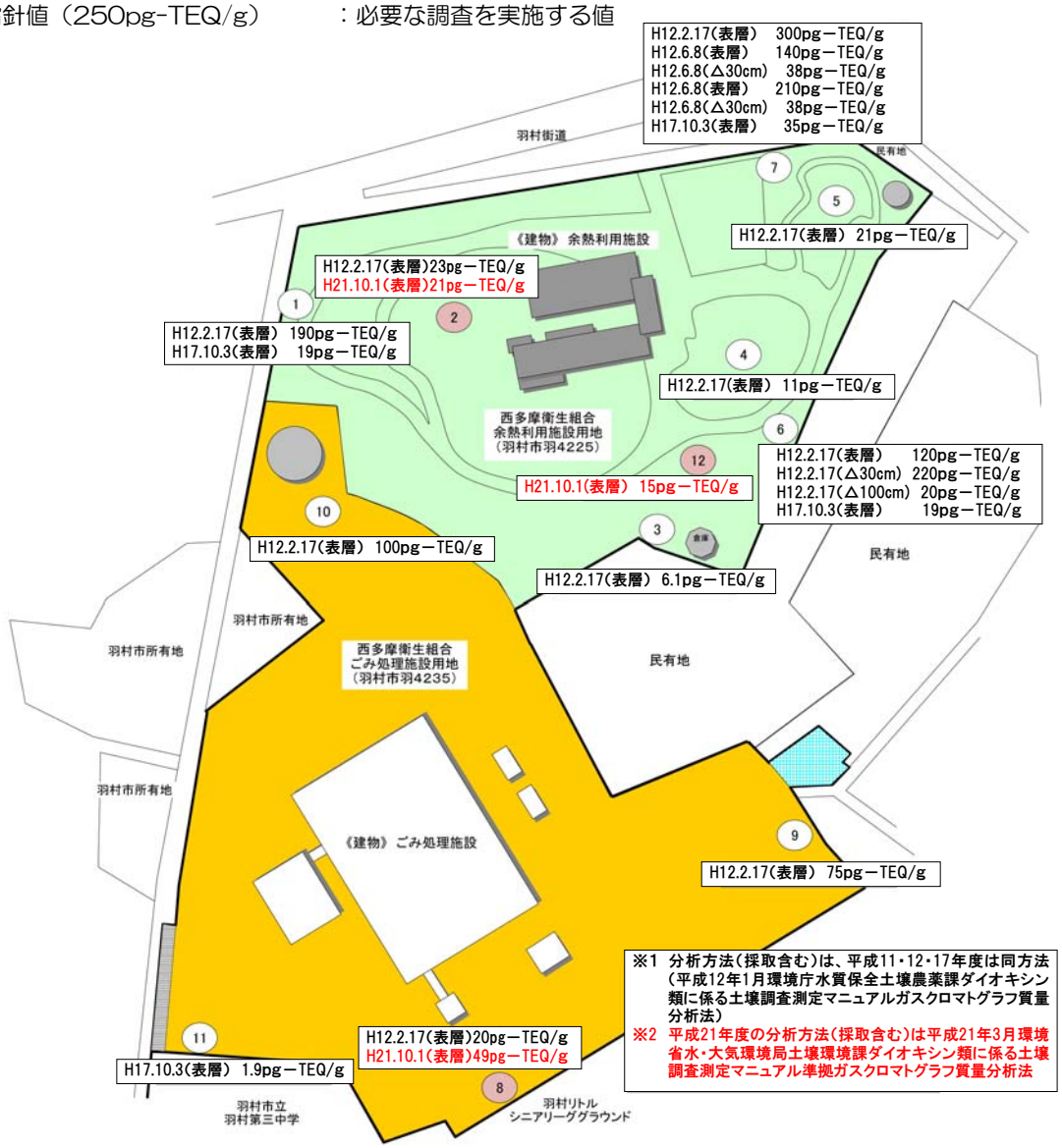

（9）悪　臭

平成 21 年度の臭気指数測定結果は、全地点で臭気指数、メチルメルカプタン及び硫化メチル濃度は下限値未満でした。アンモニア、硫化水素は全地点で検出されましたが、両項目の法規制値及び臭気指数の公害防止協定値を下回っています。

【主な悪臭対策】

主な悪臭対策	概　　要
自動ドア及び エアーカーテンの設置	プラットホーム（収集車を受け入れる所）の出入口に自動ドアを設置。さらにエアーカーテンと呼ばれる送風機を設置し、この強風によってプラットホーム内の臭気が外部へ漏れないようにしています。
燃焼用空気として使用	ごみピット室の臭気を含む空気は、燃焼用空気として焼却炉へ送られ、800℃以上の高温で完全燃焼させています。焼却炉停止時は、脱臭ファンを稼動させ、活性炭による脱臭を行った上で外気に放出しています。
消臭剤の利用	ごみピット上部に消臭剤散布用のノズルを多数設置しており、定期的に消臭剤散布を行っています。

プラットホーム出入口の自動ドア

＜平成 21 年度　悪臭測定結果＞

No.1地点			法規制値※	協定規制値
臭気指数		10未満	10	10
悪臭物質濃度	アンモニア	<0.02～0.02 ppm	1～5	－
	メチルメルカプタン	<0.0001 ppm	0.002～0.01	－
	硫化水素	0.0003～0.0004 ppm	0.02～0.1	－
	硫化メチル	<0.0001 ppm	0.02～0.1	－

No.2地点			法規制値※	協定規制値
臭気指数		10未満	10	10
悪臭物質濃度	アンモニア	<0.02 ppm	1～5	－
	メチルメルカプタン	<0.0001 ppm	0.002～0.01	－
	硫化水素	0.0002～0.0004 ppm	0.02～0.1	－
	硫化メチル	<0.0001～0.0001 ppm	0.02～0.1	－

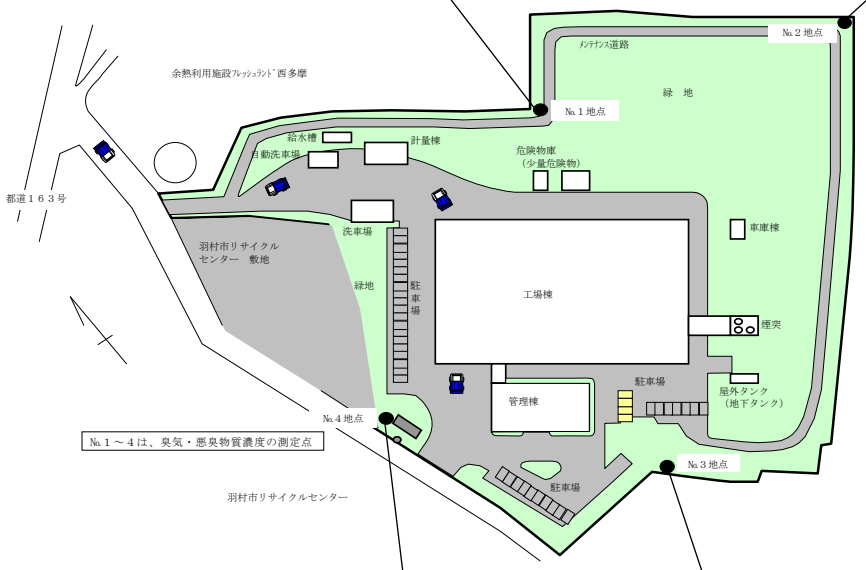

No.4地点			法規制値※	協定規制値
臭気指数		10未満	10	10
悪臭物質濃度	アンモニア	<0.02～0.02 ppm	1～5	－
	メチルメルカプタン	<0.0001 ppm	0.002～0.01	－
	硫化水素	0.0002～0.0003 ppm	0.02～0.1	－
	硫化メチル	<0.0001～0.0001 ppm	0.02～0.1	－

No.3地点			法規制値※	協定規制値
臭気指数		10未満	10	10
悪臭物質濃度	アンモニア	<0.02～0.03 ppm	1～5	－
	メチルメルカプタン	<0.0001 ppm	0.002～0.01	－
	硫化水素	0.0002～0.0003 ppm	0.02～0.1	－
	硫化メチル	<0.0001～0.0001 ppm	0.02～0.1	－

（10）騒　音

平成 21 年度の騒音測定結果は、最大で 60 デシベル（No.F 地点の昼間）でした。

すべての地点、時間帯において、法規制値、公害防止協定値を上回っていますが、これは焼却施設停止時の測定結果においても法規制値を超過していることから、外部要因（飛行機、自動車等）が影響しているものと判断しています。

【主な騒音対策】

主な騒音対策	概　　要
騒音発生源の建物内への収納	騒音発生源である各機器のモーターやファンなどの設備は、建物内に収納しています。
サイレンサーの設置	工場棟屋上にある排気口、ボイラー及びタービンの蒸気逃がし用排出口に、サイレンサーを設置しています。

屋上サイレンサー

＜平成 21 年度　騒音測定結果＞

単位：デシベル

No.A	最大値	規制基準値
朝	45	40
昼	53	45
夕	48	40
夜	48	40

単位：デシベル

No.B	最大値	規制基準値
朝	49	40
昼	51	45
夕	50	40
夜	50	40

単位：デシベル

No.C	最大値	規制基準値
朝	48	40
昼	48	45
夕	47	40
夜	44	40

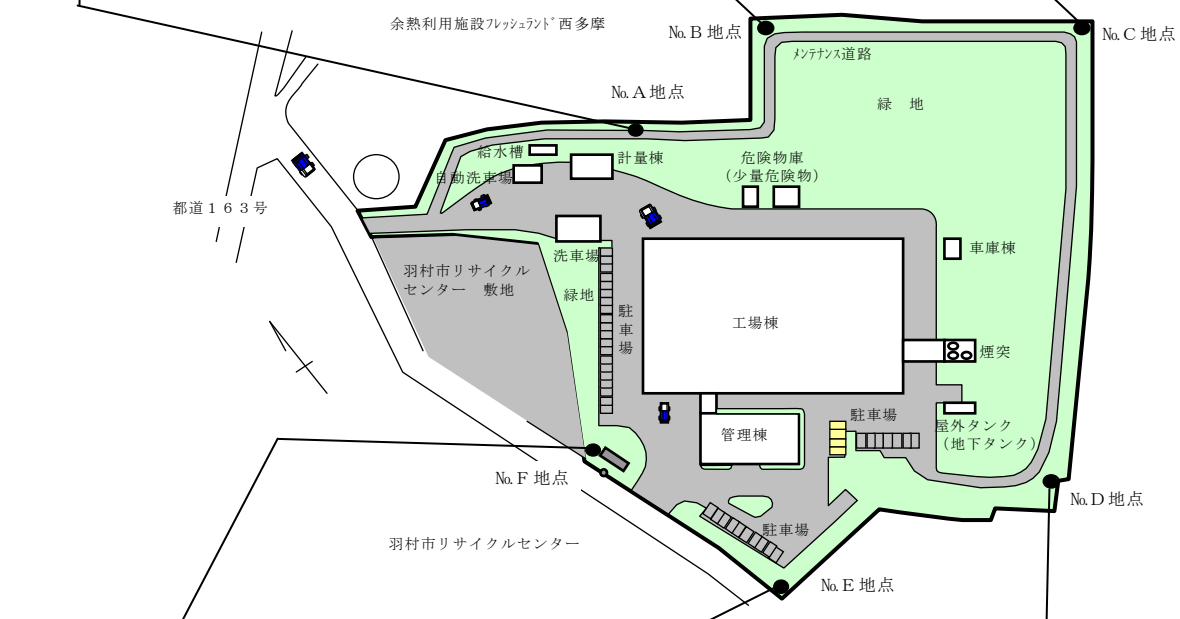

単位：デシベル

No.F	最大値	規制基準値
朝	53	45
昼	60	50
夕	49	45
夜	49	45

単位：デシベル

No.E	最大値	規制基準値
朝	53	45
昼	52	50
夕	52	45
夜	46	45

単位：デシベル

No.D	最大値	規制基準値
朝	48	40
昼	54	45
夕	49	40
夜	45	40

注）年2回測定の各時間帯最大値を示しています。

（11）振　動

平成 21 年度の振動測定結果は、最大で 40 デシベル（Ｆ地点の昼間）でした。
全地点、全時間帯とも法規制値、公害防止協定値を下回っています。

【主な振動対策】

主な振動対策	概　　要
振動発生源の建物内への収納	振動発生源である各機器のモーターやファンなどの設備は、建物内に収納しています。
防振ゴムの設置	振動が発生し易い装置に防振ゴムを設置しています。

押込送風機の
防振ゴム

＜平成 21 年度　振動測定結果＞

単位：デシベル

No.A	最大値	規制基準値
昼	33	60
夜	31	55

単位：デシベル

No.B	最大値	規制基準値
昼	31	60
夜	<30	55

単位：デシベル

No.C	最大値	規制基準値
昼	<30	60
夜	<30	55

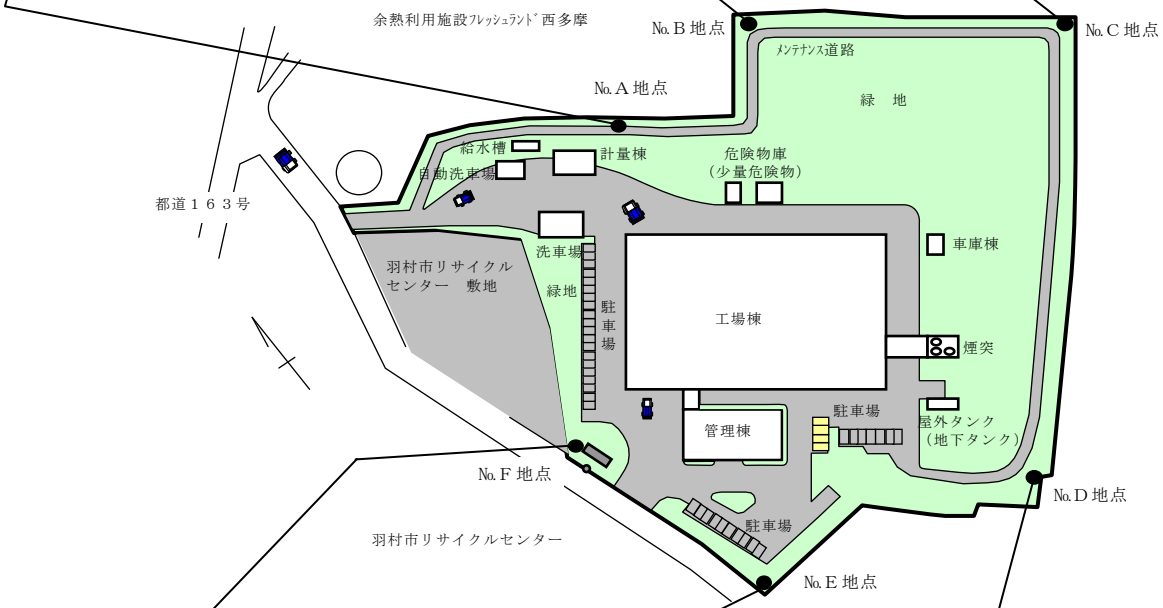

単位：デシベル

No.F	最大値	規制基準値
昼	40	60
夜	<30	55

単位：デシベル

No.E	最大値	規制基準値
昼	<30	60
夜	<30	55

単位：デシベル

No.D	最大値	規制基準値
昼	<30	55
夜	<30	50

注）年2回測定の各時間帯最大値を示しています。

（12）排　水

①　ｐH

下水道に放流する排水のｐH（水素イオン濃度）は、平成 21 年度の年平均値で 7.7、最大値 8.0、最小値 7.3 であり、下水道排除基準（ｐH5～9）を満たしています。

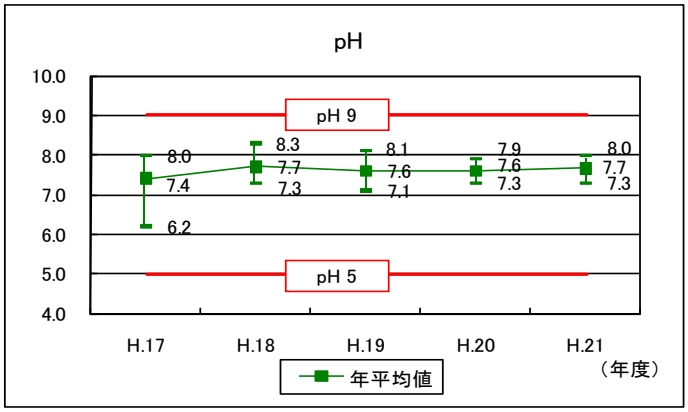

②　BOD

下水道に放流する排水の BOD（生物化学的酸素要求量）は、平成 21 年度の年平均値で 1.5mg/ℓ、最大値で 3.7mg/ℓであり、下水道排除基準（600mg/ℓ）を大きく下回っています。

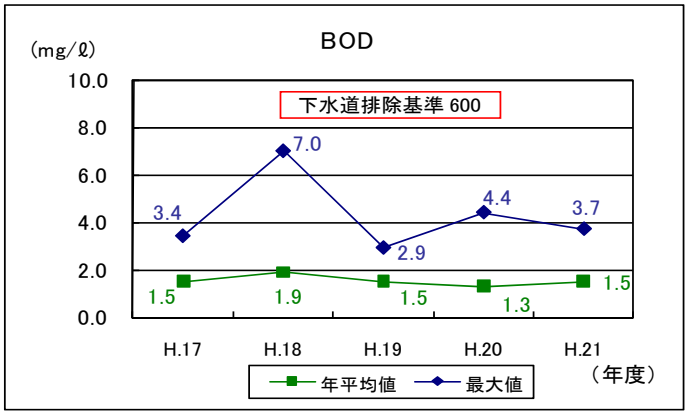

③　SS

下水道に放流する排水の SS（浮遊物質）は、平成 21 年度の年平均値で 1mg/ℓ未満、最大値は 2mg/ℓであり、下水道排除基準（600mg/ℓ）を大きく下回っています。

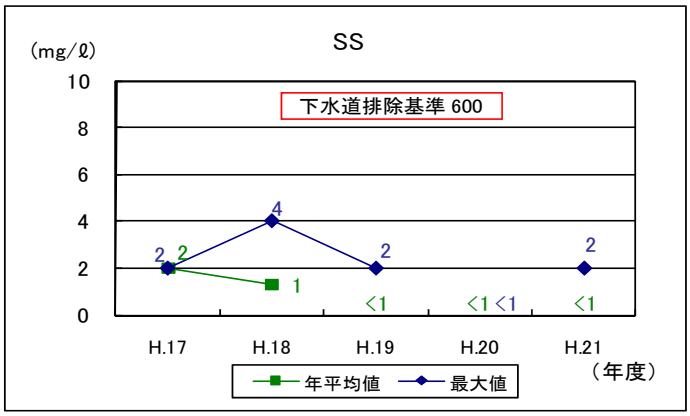

【主な排水対策】

施設内で使用した水は、排水処理装置で、下水道放流基準を満たすレベルまで生物処理及び薬剤処理を行い、循環利用しないものは余剰水として、下水道放流しています。

ｐＨ（水素イオン濃度）
液体の酸性・アルカリ性度を示す指標です。
ｐH7 が中性で、7 より大きくなるほどアルカリ性が、7 より小さくなるほど酸性が強くなります。

ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）
水質汚濁を示す代表的な指標で、ＢＯＤの数値が大きいほど、水が汚れているということになります。

ＳＳ（浮遊物質）
水の濁りを示す指標で、水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質の量を表したものです。

5　サーマルリサイクル

環境センターでは、ごみを焼却する際に発生する廃熱を利用し蒸気を発生させ、その蒸気によって発電・空調等や隣接するフレッシュランド西多摩の給湯などに利用する、サーマルリサイクルを行っています。ごみ焼却によるサーマルリサイクルは、省エネルギー及び温室効果ガスの削減となっています。

（1）熱の供給

フレッシュランド西多摩は、環境センターのごみ焼却の余熱（蒸気）を利用した浴場施設と体育館を併設する、西多摩衛生組合が運営する施設です。平成 13 年 10 月にオープンしました。

平成 21 年度の浴場施設の延べ利用者数は、132,970 人でした。

フレッシュランド西多摩

フレッシュランド西多摩浴場施設

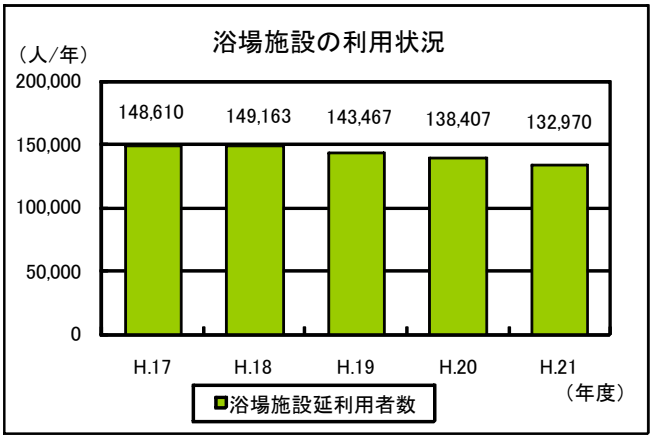

（2）発　電

ごみ焼却の廃熱を利用した自家発電設備（定格出力 1,980kW）を備えています。環境センター内使用電力量の半分以上を賄っています。

※　自家発電電力の詳細データは、P.26 をご覧ください。

蒸気タービン外観

※　蒸気の力で発電機を回す機械です。

６　地球温暖化対策の活動

（１）地球温暖化対策

環境センターでは、東京都環境確保条例及び環境方針に基づき、地球温暖化対策計画を策定し、地球温暖化対策推進のための基本方針や具体的な対策に取り組んでいます。

この計画は、平成 17 年度から平成 21 年度までの５ヵ年間となっています。（P.27 参照）

■地球温暖化対策推進に関する基本方針■

当組合では、環境配慮の積極的な取り組みを進め、次の３点を重視して地球温暖化対策に取り組みます。

1．省エネルギーの取り組み

温室効果ガス排出抑制を基本として、省エネ対策を再度点検するとともに、計画期間内に対策を実施することを基本方針とする。

2．グリーン調達の推進

環境負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入する。

3．普及啓発

当組合の業務が廃棄物の中間処理業務のみであり、収集業務を行っていないことから市民への直接の働きかけができない状況であるが、ごみ焼却に伴う CO_2 の発生量が全体の９割以上であるため、収集を実施している各市町を通じごみ量の削減（可燃ごみの減量化、分別の徹底）に対する啓発活動をする。また、職員の環境に対する意識を向上させるなどの意識改革を積極的に行い、同時に、西多摩衛生組合環境報告書を作成し、地球温暖化対策の重要性を認識してもらうための活動を行う。

（2）職員の環境教育・啓発

環境センターでは、職員の環境意識の向上や環境活動の推進のため、環境教育･啓発を実施しています。

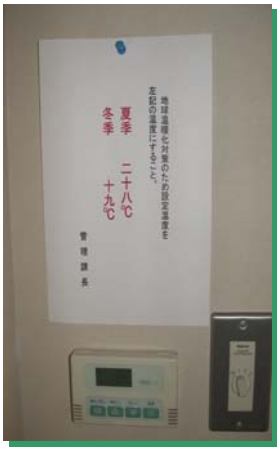

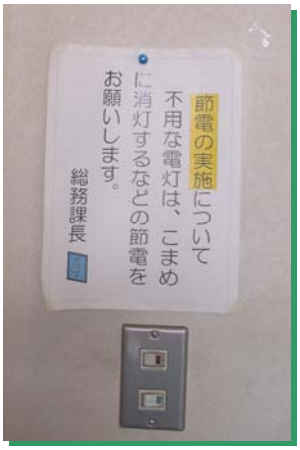

（3）省エネルギー対策工事

平成 21 年度は、照明器具更新工事（3，４階)、空気圧縮機インバータ化工事を実施しています。

地球温暖化対策として、平成１９年度より省エネルギー対策工事を実施しています。その結果、電気使用量・二酸化炭素の削減ができています。

二酸化炭素：417ｔ-CO_2／年

電気使用量：1,092 千ｋWh／年

電気料金：15,288,000 円／年の削減となっています。

（14 円／kWh にて算出）

空気圧縮機インバーター化

省エネルギー型照明器具への更新

（4）壁面緑化

管理棟の東側と南側の窓の外側にヘチマ、ゴーヤ、朝顔を植えて壁面緑化を行い建物内の温度上昇を抑えて、夏場の冷房に使用するエネルギーを節約しています。管理棟壁面の直射日光が当たっている場所と日陰の場所での温度差は 2～6 度程度ありました。また種を採取し翌年度に使用します。

管理棟玄関

温度計測の様子

7　安全衛生などの取り組み

（1）安全衛生推進体制

＜安全衛生推進体制図＞

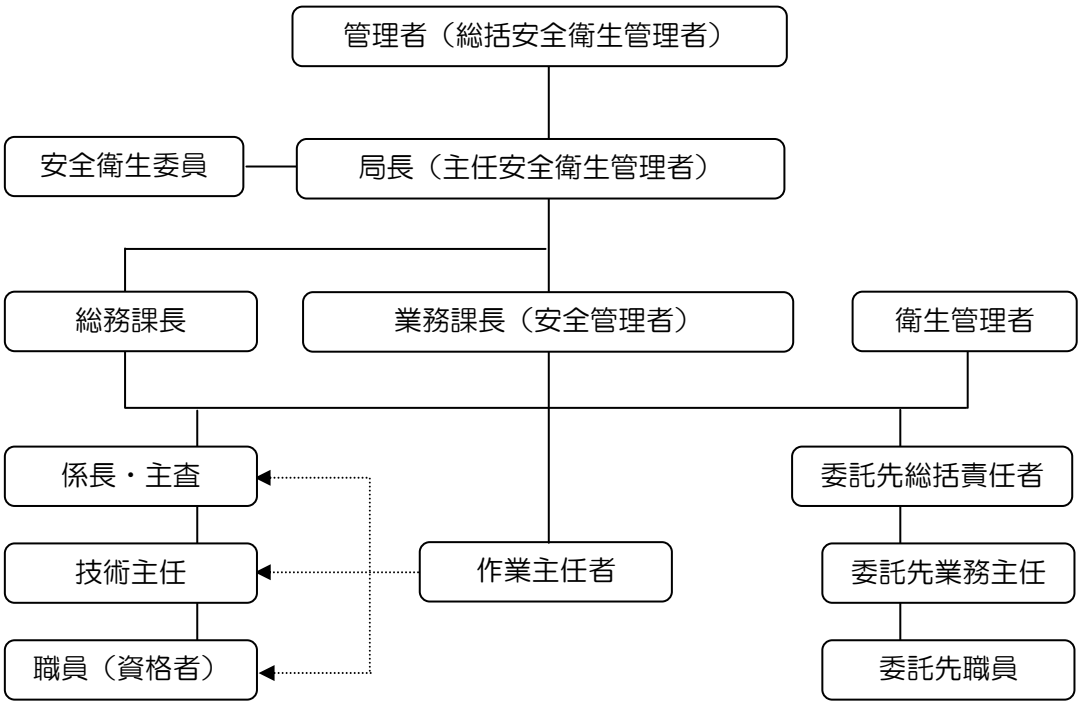

（2）活動

平成 21 年度は、安全衛生委員会や安全大会の開催、安全パトロールの実施、定期健康診断、各種講習会への派遣、消防訓練、新人教育等の内部研修会を実施しました。また、ハンディタイプの臭気測定器による施設周辺の臭気測定を実施しています。

＜平成 21 年度　主な活動状況＞

① 全国労働安全衛生強化運動への参加
② 各種講習会等の参加
③ 安全・衛生管理体制整備
④ 労働安全衛生委員会の開催
⑤ 訓練・講習会等の実施
⑥ 健康管理
　定期健康診断の実施（２回）
⑦ 安全衛生点検
　安全パトロールの実施
⑧ 安全衛生教育
　内部研修実施
　外部研修参加
⑨ 施設周辺の臭気測定実施

臭気測定をする
組合職員

――　第3章　コミュニケーション　――

写真　余熱利用施設
　　フレッシュランド西多摩内花壇

1　環境情報の公開

（1）ホームページ

平成１３年８月に西多摩衛生組合のホームページを開設し、情報提供に努めています。

ホームページでは、環境センターでのごみ処理の概要やダイオキシン類の測定結果などを公表しています。

ホームページアドレス
http://www.nishiei.or.jp

（2）情報公開条例の制定

西多摩衛生組合は、平成 14 年 4 月 1 日に情報公開条例を施行し、平成 19 年度には開示請求対象者を『何人も』とする全部改正を行い、情報公開の推進に努めています。

（3）閲覧コーナーの設置

環境センターのロビーに閲覧コーナーを設置し、廃棄物処理施設の維持管理状況記録や組合事業に伴う情報公開をしています。

（4）環境モニタリング装置の設置

常時、有害物質の排出状況を確認できるよう、環境センター正門前に、ごみ焼却に伴い発生する排ガス中のばいじん量、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素の計測データを示す電光掲示板を設置しています。

（5）環境報告書の作成

ごみ搬入・施設稼動・公害防止対策等の状況を掲載した環境報告書を作成し、ホームページに掲載しています。

（6）広報紙の発行

広報紙『にしたまエコにゅうす』を発行し、西多摩衛生組合の現況などをできるだけ分かり易い形でお伝えしていきます。

広報紙は年２回の発行で、周辺地域の自治体及び町内会で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会区域（羽村市９町内会・瑞穂町７町内会）の全戸に配付しています。（配布数約 10,300 部）

2　環境コミュニケーション

（1）周辺地域協議会との協働

西多摩衛生組合では、周辺地域の自治体及び町内会で組織する羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会と協働して環境対策を進めています。

また、組合事業の理解と協力を得るため説明会等を開催しています。

＜主な協議内容＞

① 公害防止協定に基づく環境測定結果の報告について
② 環境報告書の内容確認について
③ 余熱利用施設の運営について
④ 先進施設への視察
⑤ 還元施設（フレッシュランド西多摩）敷地内の施設増設について
⑥ 「公害防止協定書」についての勉強会

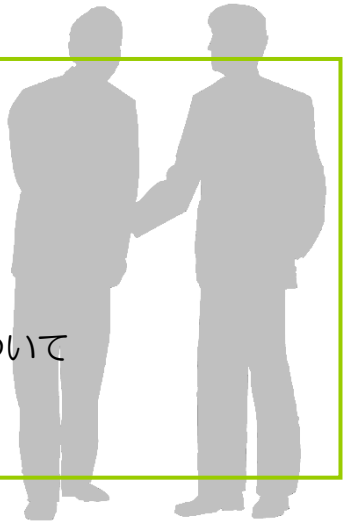

（2）見学会の充実

環境センターの実情を少しでも多くの方々に知っていただくため、見学会の充実を図っています。平成 21 年度は、62 件 2,678 人の見学者が環境センターに訪れました。環境センターが稼動してからの累計では 39,524 人の方が見学に来場されています。

３　その他の活動

（1） 協働の取り組み

　フレッシュランド西多摩においては、より身近な施設として、また地元住民の皆様のコミュニケーションの輪を広げる場所として利用していただけるよう周辺地域協議会や近隣の住民の皆様と協働して様々なイベントが実施されました。

（2）循環型社会の取り組み

　環境センター玄関前には、焼却灰を原料とする“エコセメント”とガラスびんを原料とする“砂”で作った「エコプランタ」をメダカの飼育用水槽として使用しています。エコプランタの中で飼われているメダカ達は、施設見学に訪れる子供たちの人気者になっています。

　その他、エコセメント製のフラワーポットや、エコセメント製のベンチ（フレッシュランド西多摩構内）なども置かれています。

積み込みの様子

　左の写真は環境センター内にて、焼却灰を運搬トラックに積み込んでいるところです。下の写真は焼却灰を環境センターからエコセメント化施設に運ぶ、運搬トラック（ジェットパック車）の全貌です。

公 害 防 止 協 定 書

締結　平成１０年3月１７日
改正　平成１６年4月２０日
　　平成２２年6月２２日

西多摩衛生組合（以下「甲」という。）と、八町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が羽村市羽４，235 に建設する西多摩衛生組合ごみ処理施設（以下「工場」という。）の公害防止について、最善の措置を講じ、周辺住民の健康を守り、快適な生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（工場の規模・対象ごみ）

第１条　甲は、工場の操業に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

⑴　工場のごみ焼却能力は、日量 480 トン(160 トン炉３基)とする。

⑵　工場のごみ焼却量は、原則として日量 320 トン以内とし、１炉は予備とする。

⑶　工場に搬入するごみは、甲を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町（以下「構成市町」という。）の行政区域内から排出される可燃ごみ及び、甲が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、乙に連絡し、対処する。

⑷　焼却対象ごみは、分別された可燃ごみとし、不燃ごみ、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れないものとする。

⑸　工場の安定的な処理と公害防止のため、処理ごみ量の低減と分別収集の徹底を、構成市町に要望するものとする。

（公害防止対策）

第２条　甲は、工場の操業にあたり、次の各号に掲げる事項並びに関係法令を遵守するとともにごみの焼却に伴う公害の発生を防止するための措置を講ずるものとする。

⑴　排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値(法規制値)以内とし、別表 １ に定める協定規制値以下とする。又、規制基準を更に低減する努力目標として、別表１に目標値を定める。

⑵　騒音は、東京都公害防止条例に定める規制基準以下とする。

⑶　振動は、東京都公害防止条例に定める規制基準以下とする。

⑷　悪臭は、東京都公害防止条例に定める臭気濃度、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、及び硫化メチルについて規制基準以下とする。

⑸　日常搬入するごみの処理は、原則として工場棟内にて行うものとする。

⑹　公害防止設備について、機能が完全に発揮できるよう常に点検整備する。

⑺　公害防止管理体制を確立し、公害防止の措置及び意識の徹底を図る。

（公害の監視）

第３条　甲は、公害を未然に防止するため、前条⑴から⑷までに係る項目を測定し、測定結果を乙に報告する。測定方法は、別表２に定める試験方法等による。

２　前条⑵及び⑶の測定地点については、別表３に定める。

３　甲は、前条の⑴から⑷までに係る規制基準を超える場合には、炉の停止等（操業停止の場合を含む）必要な措置を講ずるとともに乙に報告するものとする。

４　甲は、焼却対象ごみの組成分析を実施するものとする。

５　甲は、１項の測定又は、資料採取にあたり、乙が工場敷地内での、立ち会いを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

（車輌対策）

第４条　甲は、工場に搬出入するごみ運搬車輌について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市町等に要望するものとする。

⑴　ごみ運搬車輌の運行管理及び搬出入路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車輌による環境の悪化を生じないようにする。

⑵　ごみ運搬車輌は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。

⑶　ごみ運搬車輌には、所属行政名を見やすい位置に明示する。

⑷　ごみ運搬車輌は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車輌の導入を図るように努める。

（環境整備対策）

第５条　甲は、工場敷地内の造園等、美化に努めるとともに構成市町の協力を得、乙と共同して、周辺地域の良好な環境保全に努める。

２　甲は、敷地内及び工場付近の搬出入路の清掃及び消毒等は、必要に応じて措置する。

３　ごみ運搬車輌の主な運行経路は、乙と協議の上、あらかじめ定めることができる。

（苦情の処理）

第６条　甲は、工場の操業に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民もしくは乙から苦情の申し出があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。

（公開の原則）

第７条　甲は、工場の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ乙に報告する。

２　排出ガス成分については、電光掲示板を工場入口近くの見やすい場所に設置し、公開する。測定方法は、別表４に定める試験方法等による。

（工場への立ち入り）

第８条　乙が、工場及び工場敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。

（公害防止協定の期限）

第９条　この協定は、甲乙異議のない場合は、焼却炉廃止時点まで継続するものとする。

（協議）

第１０条　本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により定めが生じたとき、又は本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成１０年３月２１日から施行する。

附　則

１　この協定は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則

１　この協定は、平成２２年７月１日から施行する。

ただし、改正後の第７条第２項別表第４については、更新工事終了後、順次施行するものとする。

この協定締結の証として、本協定書３通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１０年３月１７日

甲　西多摩衛生組合　管理者職務代理者　副管理者　田 辺　栄 吉

乙　八町内会自治会生活環境保全協議会　会　長　加 藤　平 吉

乙　瑞穂町環境問題連絡協議会　会　長　下 嶋　和 彦

別表１　第２条（1）に定める協定規制値及び目標値

項　　目	単　位	法 規 制 値	協定規制値	目 標 値
硫 黄 酸 化 物	ｐｐｍ	（約 440 以下）	30	10
窒 素 酸 化 物	ｐｐｍ	250 以下	50	40
ば　い　じ　ん	ｇ／Ｎｍ^3	0．08 以下　※1	0．02	0．01
塩　化　水　素	ｐｐｍ	430 以下	25	10
ダイオキシン類	ｎｇ-TEQ／Ｎｍ^3	１以下　※2	0．５	0．１
水　　銀	ｍｇ／ｍ^3			0．05

（注）①　硫黄酸化物については、Ｋ値６．42 とする。

②　将来にわたり規制基準を更に低減する努力目標として、目標値を定める。

なお、目標値は規制基準値でなく、甲乙がそれぞれの立場を尊重する精神に基づき運用され、生活環境をできる限り改善するための努力に対する共同の目標とする。

※１　大気汚染防止法の改正（平成１２年４月１日施行）により、ばいじんの法規制値「0.08」（公害防止協定書の締結時は、「0.15」となっている。）（施工　平成１６年４月２０日）

※２　ダイオキシン類対策特別措置法の制定（平成１２年１月１５日施行）により、ダイオキシン類の法規制値「1」（公害防止協定書の締結時は、「0.5」となっている。）（施工　平成１６年４月２０日）

別表２　第３条第１項に定める試験方法等

1．排出ガスの測定要領

項　　目	方　　法	場　所	回　数
硫 黄 酸 化 物	JIS　K　0103　比濁法	煙　突 測定口	年６測定
窒 素 酸 化 物	JIS　K　0104　亜鉛還元ナフチルエチレンジアミン吸光光度法		
ば　い　じ　ん	JIS　Z　8808		
塩　化　水　素	JIS　K　0107　チオシアン酸水銀（Ⅱ）吸光光度法		
ダイオキシン類	廃棄物処理法におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる測定方法		年１回

（注）①　測　定　条　件　　工場の平常操業時とする。

②　測定値の算出方法　排出ガスの測定値は、同一採取位置において近接した時間内に２以上測定し、算術平均値とする。ただし、ダイオキシン類は除く。

③　測定方法は、技術的状況により換えることがある。

2．騒音の測定要領

項　　目	方　　法	場　　所	回　数
騒 音 レ ベ ル	JIS　Z　8731	敷地境界　６箇所	年１回

3. 振動の測定要領

項　　目	方　　法	場　　所	回　数
振 動 レ ベ ル	JIS　Z　8735	敷地境界　６箇所	年１回

4.　悪臭の測定要領

項　　目	方　　法	場　所	回　数
臭　気　濃　度	昭和 52 年東京都告示第 238 号	敷 地 境 界 ３ 箇 所 以 上	年１回
ア ン モ ニ ア	昭和 47 年環境庁告示第９号		
メチルメルカプタン	昭和 47 年環境庁告示第９号		
硫　化　水　素	昭和 47 年環境庁告示第９号		
硫 化 メ チ ル	昭和 47 年環境庁告示第９号		

別表３　第３条第２項に定める測定地点

測　　定　　地　　点	
A	工　場　敷　地　北　側
B	工　場　敷　地　東　側
C	工 場 敷 地 東 南 角 都 営 住 宅 北 側
D	工 場 敷 地 南 西 角 羽 村 三 中 側
E	工　場　敷　地　西　側
F	工　場　敷　地　北　西　側

別表４　第７条第２項に定める試験方法等

電光掲示板表示の排出ガス測定要領

項　　目	方　　法 ※1	場　所	回　数
硫 黄 酸 化 物	JIS　B　7981 赤外線吸収方式	煙　道	常　時
窒 素 酸 化 物	JIS　B　7982 赤外線吸収方式		
ば　い　じ　ん	トリボ方式		
塩　化　水　素	JIS　B　7993 波長非分散方式		
一 酸 化 炭 素	JIS　B　7987 赤外線吸収方式		

（注）　測定方法は、技術的状況により換えることがある。

※1　電光掲示板表示用の排ガス分析計更新（平成２２年度）時に分析方法を変更し、（注）を追加した。

公害防止協定書の締結時は、ばいじん「光散乱法」、塩化水素「JIS　K0107　イオン電極分析法」及び一酸化炭素「JIS　K0098」となっている。(施行　平成 22 年７月１日)

～編集後記～

この環境報告書は、平成 21 年度の西多摩衛生組合環境センターにおける環境事業の概要をまとめたものです。環境対策に対するご理解とご関心を深めていく一助としていただければ幸いです。

なお、本環境報告書の作成にあたりましては、周辺地域協議会の皆様に、貴重なご意見、ご提言をいただいております。

次回の環境報告書は、さらに、充実した内容になるように努めていきたいと思いますので、皆様のご意見をお聞かせください。

※　本報告書に関するお問い合わせは 西多摩衛生組合 管理課 までお願いします。

青梅市　福生市　羽村市　瑞穂町

西多摩衛生組合

住　　所　　〒205-0012　東京都羽村市羽 4235 番地
電　　話　　042-554-2409　FAX 042-554-2426
ＵＲＬ　　http://www.nishiei.or.jp

発行年月　　平成 22 年 11 月